

# 広川っ子すくすくプラン

第2期広川町次世代育成支援行動計画  
及び、子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

広川町



# 目 次

第1章 計画策定の趣旨 .....	1
1. 計画策定の目的 .....	1
2. 計画の性格・位置づけ .....	1
3. 計画の期間 .....	2
第2章 子どもを取り巻く現状 .....	3
1. 人口構成等 .....	3
2. 家族や地域の状況 .....	9
3. 就労状況 .....	14
4. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査 概要 .....	16
5. 課題の整理 .....	22
6. 人口・児童数の推計 .....	24
第3章 計画の基本方針 .....	25
1. 基本理念 .....	25
2. 基本目標 .....	25
3. 取り組みの方向 .....	26
基本目標1 地域における子育て支援 .....	26
基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 .....	29
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 .....	33
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備 .....	36
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進等 .....	38
基本目標6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進 .....	40
基本目標7 子ども等の安全の確保 .....	42
基本目標8 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 .....	44
第4章 子ども・子育て支援事業計画 .....	45
1. 教育・保育の支給認定区分 .....	45
2. 幼児期の学校教育・保育 .....	45
3. 地域子ども・子育て支援事業 .....	48
4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 .....	54

第5章 計画の推進体制.....	55
------------------	----

#### 関連資料

1. 広川町子ども・子育て会議条例.....	60
2. 広川町子ども・子育て支援会議 委員名簿.....	61
3. 用語解説.....	62
4. 子ども・子育て支援法.....	64



## 第1章 計画策定の趣旨

### 1. 計画策定の目的

国では、全国的な少子化の流れを受けて、様々な対策を講じてきており、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、“質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供”、“保育の量的拡充”、“地域の子ども・子育て支援の充実”を柱とする子ども・子育て支援の新たな制度として「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

こうした中、国においては平成29年6月に「子育て安心プラン」、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、待機児童解消や女性の就業に向けた保育のさらなる量的拡充、放課後児童クラブの量的拡充、さらには、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

本町では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき広川町次世代育成支援行動計画（以下、「行動計画」という。）を策定し、さらに、行動計画の後期計画を策定し、平成22年度から26年度を計画期間として、次世代育成支援対策の取り組みを進めてきました。平成27年度からは、子ども・子育て支援に関する各取り組みを総合的に進めていくことを目的として、「広川町次世代育成支援行動計画及び広川町子ども・子育て支援事業計画」（以下、愛称『広川っ子すくすくプラン』という。）の策定を行い、子育て支援を町全体で支援していくという視点に立ち、多面的な子育て支援の推進や充実を図ってきました。

この度、令和元年度で行動計画の計画期間が終了することから、平成30年度に二ーズ調査を実施し「第2期広川町次世代育成支援行動計画及び広川町子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～6年度）を策定しました。各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、基本理念である「子どもたちの笑い声が響き、生きる力をはぐくむ、まちづくり」を目指していきます。

### 2. 計画の性格・位置づけ

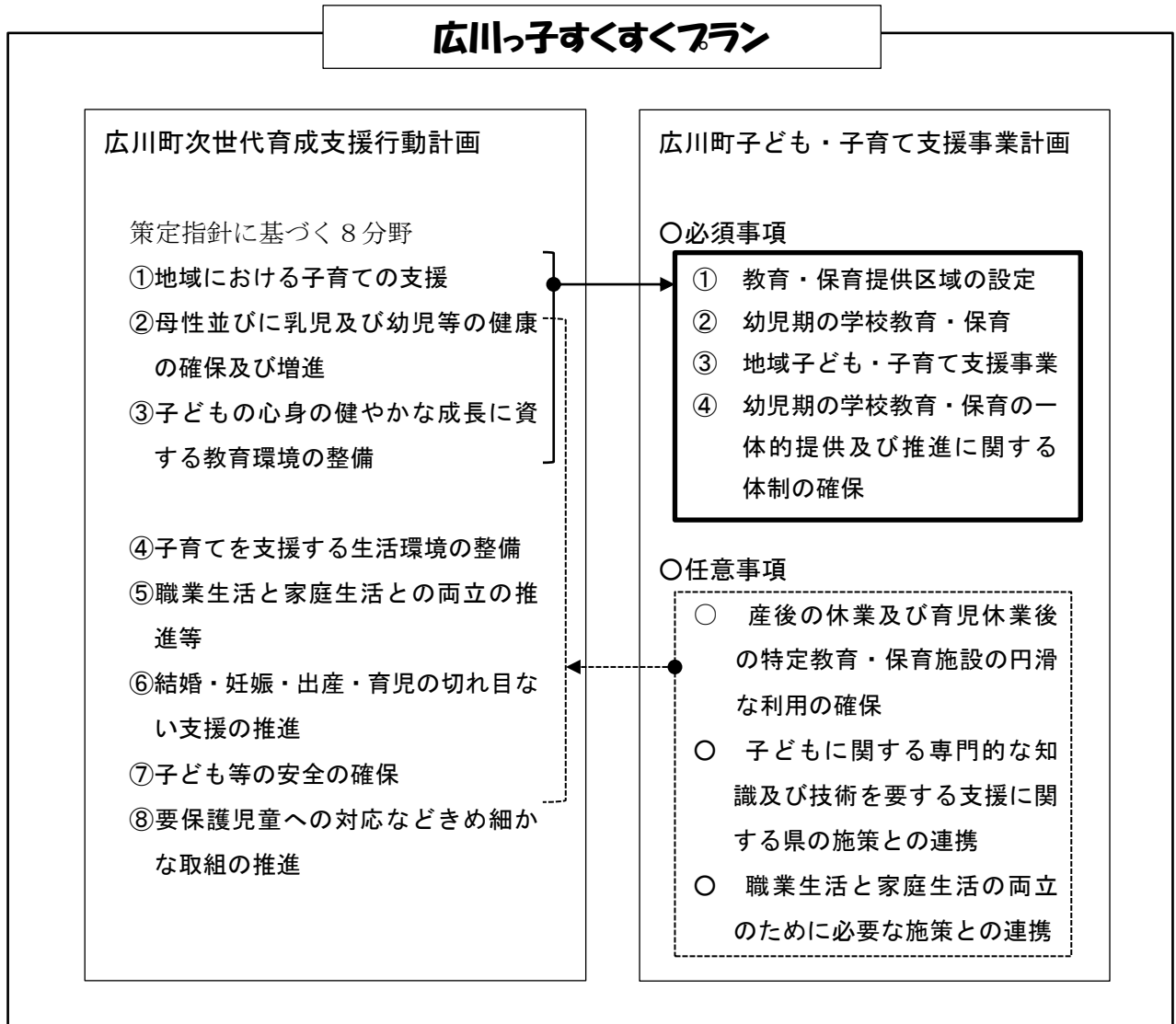
計画策定の目的を踏まえ、この『広川っ子すくすくプラン』は、「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども子育て支援法」に規定される計画です。

行動計画のこれまでの取り組みを評価した上で、これを引き継ぎながら、第2期子ども・子育て支援事業計画として、教育・保育、及び、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期等を定めます。

以上のように、『広川っ子すくすくプラン』は、第1期計画と同様、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画が統合された計画とします。



■計画の位置づけ



### 3. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とします。

子ども・子育てをめぐる社会的情勢の変化を踏まえ、中間年度に必要な見直しを行うこととします。



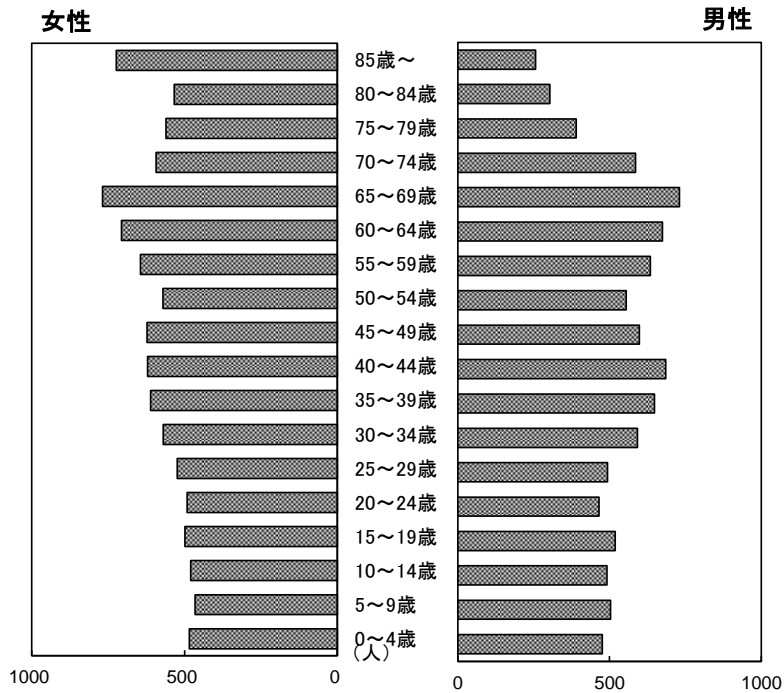
## 第2章 子どもを取り巻く現状

### 1. 人口構成等

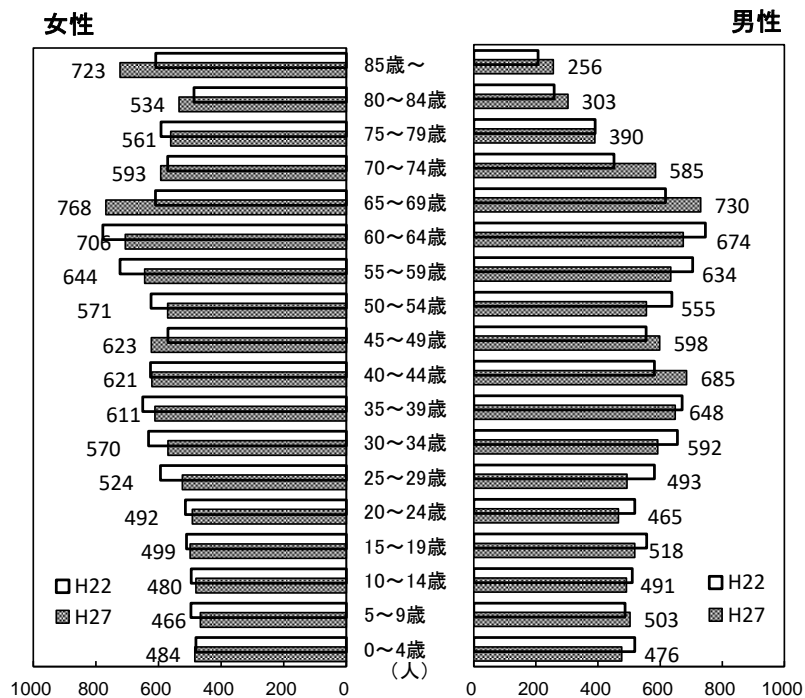
#### 1) 人口構造

- ・本町の人口構造は、以下のようになっています。  
平成22年からの推移をみると、高齢者数が増加していることがうかがえます。

■本町の人口構造（H27）

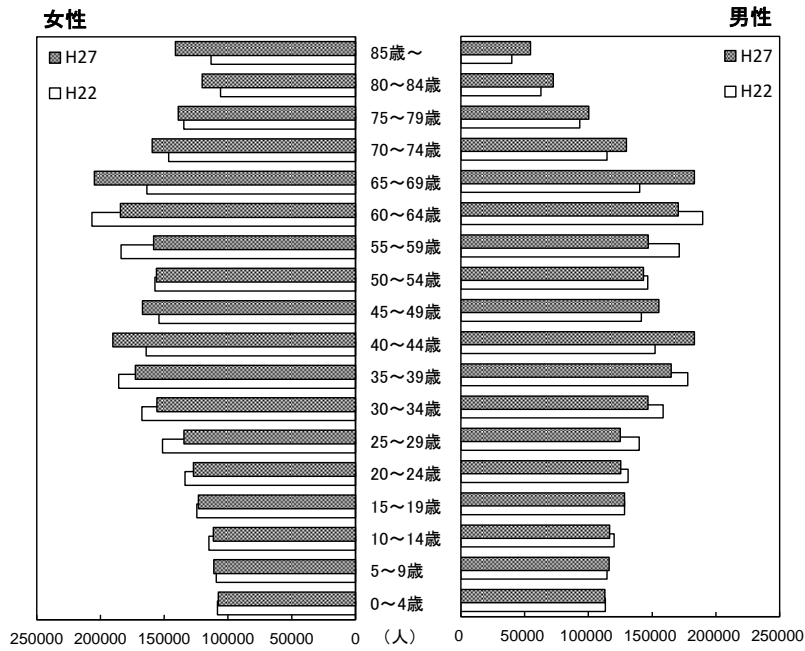


■本町の人口構造の推移





■福岡県の人口構造の推移

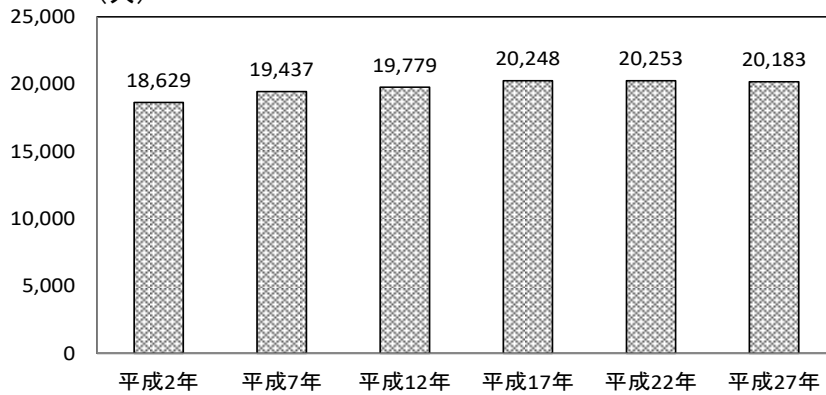


資料：国勢調査

2) 人口の推移

・本町の人口は、平成2年以降増加傾向にありましたが、平成27年には減少に転じています。

■人口の推移 (人)



	項目	単位	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
広川町	総人口	(人)	18,629	19,437	19,779	20,248	20,253	20,183
	増減数	(人)	-	808	342	469	5	-70
	増減率	(%)	-	4.3	1.8	2.4	0.0	-0.4
福岡県	総人口	(人)	4,811,050	4,933,393	5,015,699	5,049,908	5,071,698	5,101,556
	増減数	(人)	-	122,343	82,306	34,209	22,060	29,858
	増減率	(%)	-	2.5	1.7	0.7	0.4	0.6

資料：国勢調査

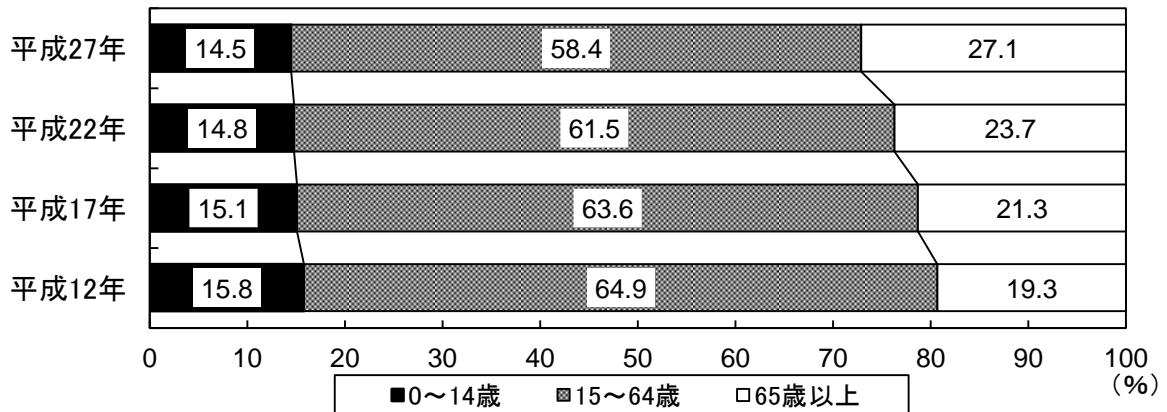




3) 年齢3区分別人口

- 年齢3区分別人口をみると、年少人口（1～14歳）の減少、老年人口（65歳以上）の増加が続いており、少子高齢化が進行しています。
- 福岡県の年齢構成比と比較すると、各年次とも年少人口の構成比は本町が高くなっていますが、生産年齢人口（15～64歳）の構成比は低くなっています。

■ 年齢3区分別人口構成比の推移



	年齢階層	実績				
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
広川町	実数 (人)	0～14歳	3,118	3,054	2,989	2,900
		15～64歳	12,851	12,826	12,433	11,723
		65歳以上	3,810	4,300	4,794	5,443
		計	19,779	20,180	20,216	20,066
	構成比 (%)	0～14歳	15.8	15.1	14.8	14.5
		15～64歳	64.9	63.6	61.5	58.4
		65歳以上	19.3	21.3	23.7	27.1
		計	100.0	100.0	100.0	100.0
福岡県	実数 (人)	0～14歳	742,740	701,195	684,124	676,045
		15～64歳	3,393,080	3,326,610	3,227,932	3,057,855
		65歳以上	870,290	997,798	1,123,376	1,304,764
		計	5,006,110	5,025,603	5,035,432	5,038,664
	構成比 (%)	0～14歳	14.8	14.0	13.6	13.4
		15～64歳	67.8	66.2	64.1	60.7
		65歳以上	17.4	19.9	22.3	25.9
		計	100.0	100.0	100.0	100.0

※人口の計には不明を含む。このため構成比の計は100%にならない。

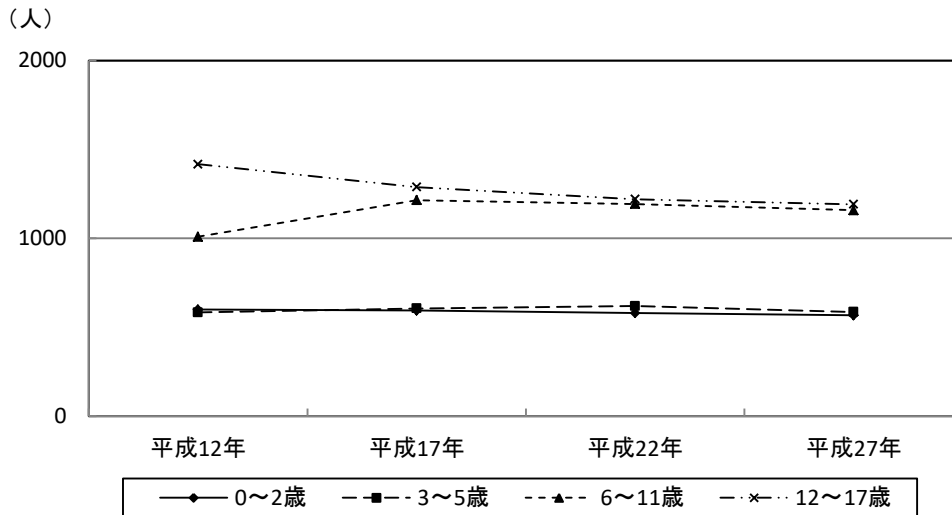
資料：国勢調査



4) 児童数

- ・ 児童数は、全体に減少傾向にあります。各年齢別にみても児童数は減少しており、平成22年にかけては増加していた3～5歳人口も、平成27年には減少に転じています。

■児童数の推移



	年齢区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
実数 (人)	0~2歳	599	594	580	567
	3~5歳	583	606	619	586
	6~11歳	1,009	1,215	1,193	1,158
	12~17歳	1,417	1,288	1,220	1,191
	計	3,608	3,703	3,612	3,502
増減率 (%) 前年5年対比	0~2歳	—	-0.8	-2.4	-2.3
	3~5歳	—	3.9	2.1	-5.6
	6~11歳	—	20.4	-1.8	-3.0
	12~17歳	—	-9.1	-5.3	-2.4
	計	—	2.6	-2.5	-3.1
構成比 (%)	0~2歳	16.6	16.0	16.1	16.2
	3~5歳	16.2	16.4	17.1	16.7
	6~11歳	28.0	32.8	33.0	33.1
	12~17歳	39.3	34.8	33.8	34.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0

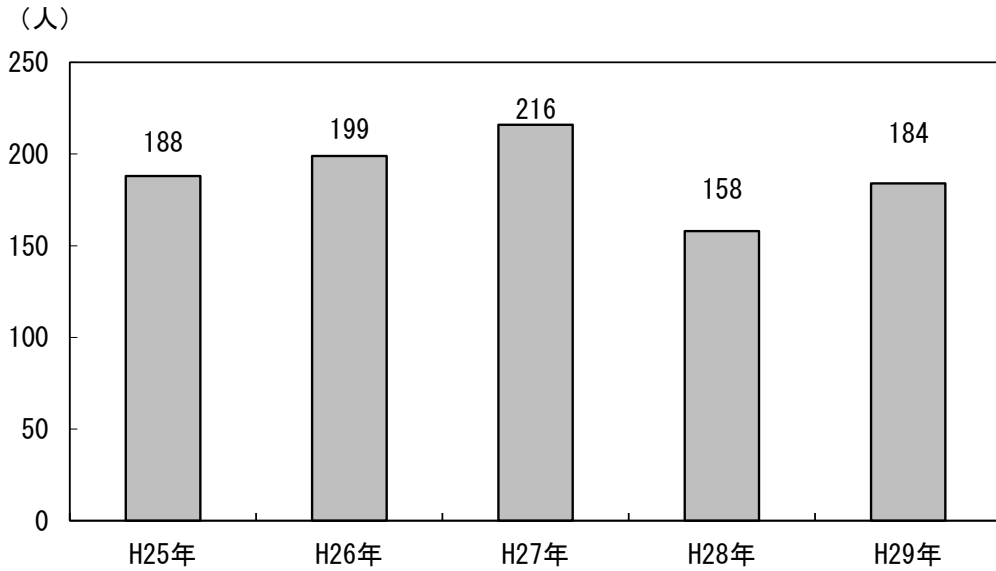
資料：国勢調査



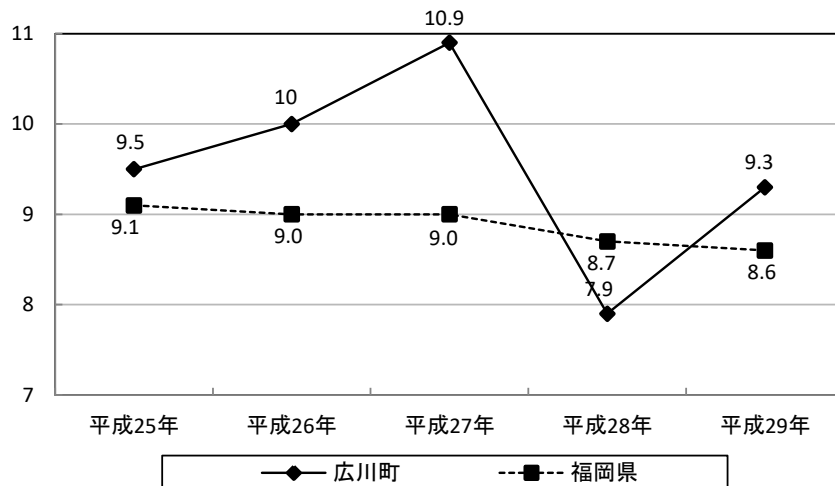
5) 出生の動向

- 出生数は、平成25年から平成27年まで増加していましたが、平成28年に減少に転じ、その後再び増加し、平成29年には184人となっています。

■出生数の推移



	項目	単位	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
広川町	出生数	人	188	199	216	158	184
	出生率	人口千人対比	9.5	10.0	10.9	7.9	9.3
	人口	人	19,819	19,876	19,836	19,996	19,878
福岡県	出生数	人	45,897	45,203	45,235	44,033	43,438
	出生率	人口千人対比	9.1	9.0	9.0	8.7	8.6
	人口	人	5,047,000	5,046,000	5,053,500	5,054,000	5,051,000



資料：住民基本台帳年報

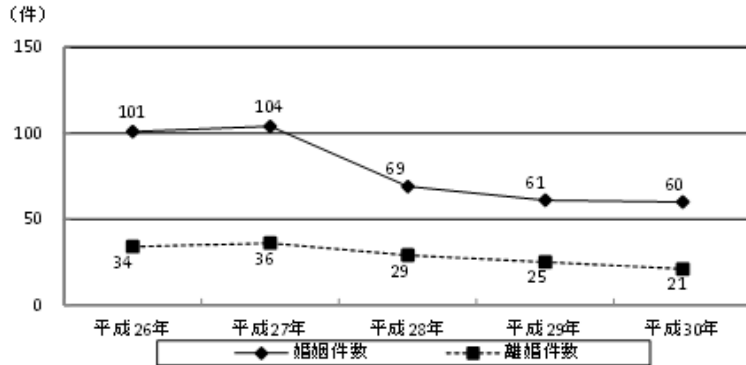


6) 婚姻の動向

① 婚姻件数、離婚件数

- ・ 婚姻件数は、平成28年に大きく減少し、その後、微減傾向にあります。
- ・ 離婚件数は、近年微減傾向にあります。

■ 婚姻件数・離婚件数の推移



(件)

	項目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
広川町	婚姻件数	101	104	69	61	60
	離婚件数	34	36	29	25	21

資料：人口動態統計

② 未婚率

- ・ 平成27年時点の15歳以上の未婚率をみると、男性は39.9%、女性は32.1%と男性の方が高くなっています。年代別にみると、年代が高くなるとともに未婚率は減少していきませんが、一貫して女性に比べ男性の未婚率が高くなっています。
- ・ 福岡県と比較すると、15歳以上総数では、男性で福岡県に比べ割合が高く、女性では低くなっています。

■ 性別年齢別未婚率（15～49歳）

	男性				女性			
	総数	未婚実数	未婚率	未婚率 福岡県	総数	未婚実数	未婚率	未婚率 福岡県
15歳以上総数	9,339	3,726	39.9	39.6	9,968	3,202	32.1	33.9
15～19歳	486	473	97.3	97.4	480	472	98.3	97.8
20歳～24歳	452	397	87.8	87.9	476	392	82.4	86.7
25歳～29歳	484	304	62.8	65.2	521	258	49.5	59.3
30歳～34歳	587	240	40.9	41.9	569	184	32.3	35.6
35歳～39歳	644	210	32.6	31.0	609	120	19.7	25.2
40歳～44歳	674	182	27.0	26.3	620	117	18.9	20.5
45歳～49歳	588	143	24.3	23.0	622	65	10.5	17.6

資料：国勢調査（H27年）



## 2. 家族や地域の状況

### 1) 人口動態

#### ① 社会的移動の見込み

- 平成26年から平成30年までの人口動態をみると、自然増減では一貫して死亡者数が出生者数を上回っています。また、社会増減では平成27年を除くいずれの年も転出者数が転入者数を上回ってきたため、この年を除き人口増減数は減少で推移しています。

#### ■人口動態の推移

区分	人口増減数	自然増減			社会増減		
		出生者数	死亡者数	自然増減計	転入者数	転出者数	社会増減計
平成26年	-45	197	220	-23	826	848	-22
平成27年	147	216	232	-16	985	822	163
平成28年	-107	158	234	-76	826	857	-31
平成29年	-57	184	236	-52	872	874	-2
平成30年	-123	163	217	-54	760	829	-69

資料：住民基本台帳年報

#### ② 昼夜間人口比率

- 平成27年は町外への通勤通学のため、常住人口より昼間人口の方が少なくなっており、昼夜間人口比率は96.2%となっています。

#### ■昼夜間人口比率

	昼間人口 (人)	常住人口 (人)	昼夜間人口比 (%)
広川町	19,425	20,183	96.2
福岡県	5,105,438	5,101,556	100.1

資料：国勢調査（H27年）

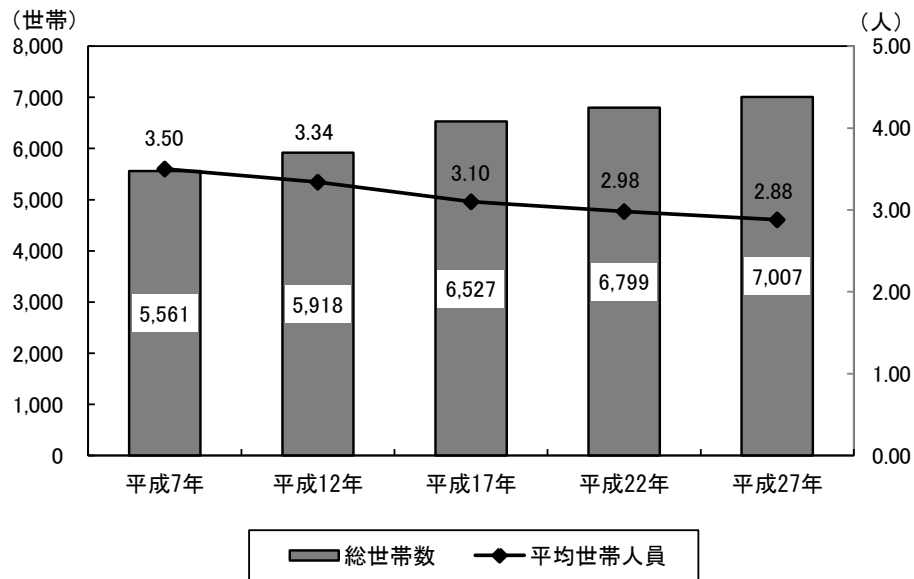


2) 世帯の動向

① 世帯数、平均世帯人員

- ・ 総世帯数は増加傾向にありますが、平均世帯人員は年々減少傾向にあり、核家族化が進行しています。
- ・ 平均世帯人員は、福岡県と比較すると、平成 27 年で一世帯あたり 0.56 人多く、三世帯家族等の家族構成が多いことが推察されます。

■ 世帯数の推移



		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総世帯数 (世帯)	広川町	5,561	5,918	6,527	6,799	7,007
	福岡県	1,782,911	1,917,721	2,009,911	2,110,468	2,201,037
人口 (人)	広川町	19,437	19,779	20,248	20,253	20,183
	福岡県	4,933,393	5,015,699	5,049,908	5,071,968	5,101,556
平均世帯人員 (人/世帯)	広川町	3.50	3.34	3.10	2.98	2.88
	福岡県	2.77	2.62	2.51	2.40	2.32

資料：国勢調査

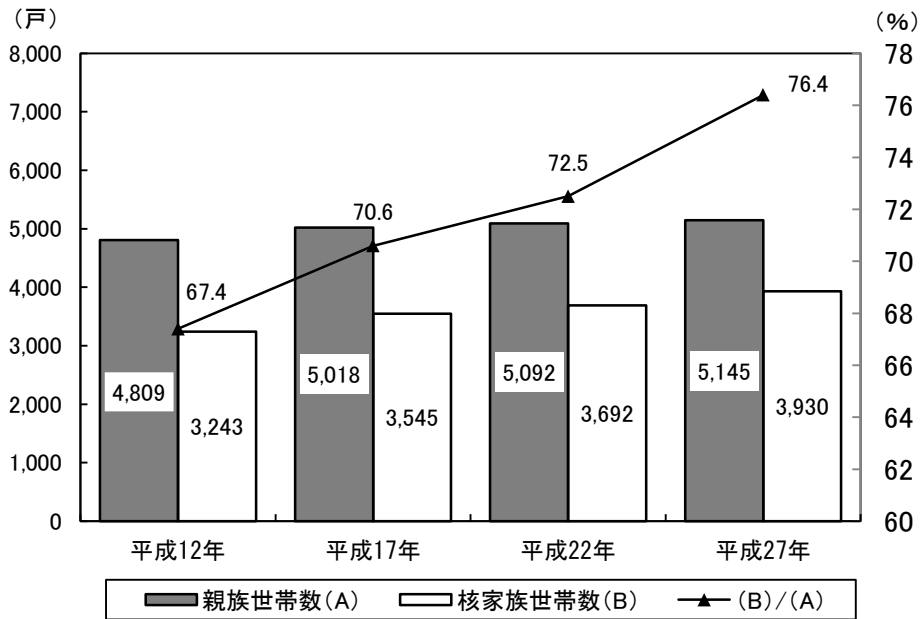




② 世帯構成

- ・ 親族世帯数、核家族世帯数とも増加傾向にあり、親族世帯数に占める核家族世帯の割合も増加傾向にあります。
- ・ 平成27年の核家族世帯の割合は76.4%で、福岡県の88.4%より12ポイント少なく、夫婦とその親の世帯や、三世帯家族等が比較的多いことが推察されます。

■核家族世帯の推移



資料：国勢調査

		単位	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
広川町	親族世帯数 (A)	(戸)	4,809	5,018	5,092	5,145
	核家族世帯数 (B)	(戸)	3,243	3,545	3,692	3,930
	一般世帯	(戸)	5,906	6,436	6,778	6,975
	(B) / (A)	(%)	67.4	70.6	72.5	76.4
福岡県	親族世帯数 (A)	(戸)	1,321,939	1,342,482	1,347,398	1,354,007
	核家族世帯数 (B)	(戸)	1,103,324	1,135,958	1,163,436	1,197,150
	一般世帯	(戸)	1,906,862	1,984,662	2,106,654	2,196,617
	(B) / (A)	(%)	83.5	84.6	86.3	88.4

※親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯のことです。

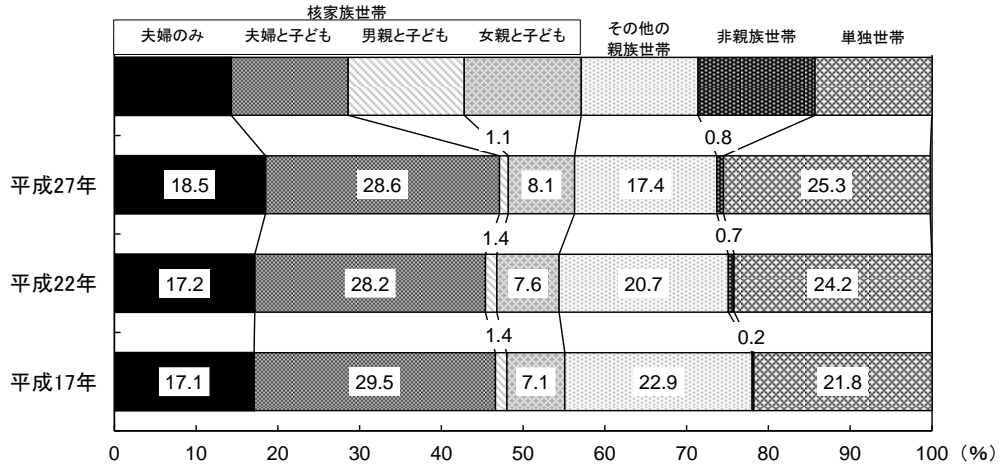
核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、男親と子供から成る世帯、女親と子供から成る世帯のことです。



③ 家族構成

- ・ 家族構成は、夫婦と子ども世帯の構成比が最も高く、近年ほぼ横ばいで推移しています。平成17年時点ではこれに次いでその他の親族世帯が続いていましたが、その後単独世帯の割合が増加し、平成27年には夫婦と子ども世帯に次いで高い割合となっています。

■ 家族構成の推移



	家族構成	実数(戸)			構成比(%)		
		平成17年	平成22年	平成27年	平成17年	平成22年	平成27年
広川町	夫婦のみ	1,101	1,164	1,293	17.1	17.2	18.5
	夫婦と子ども	1,901	1,912	1,995	29.5	28.2	28.6
	男親と子ども	87	98	80	1.4	1.4	1.1
	女親と子ども	456	518	562	7.1	7.6	8.1
	その他の親族世帯	1,473	1,400	1,215	22.9	20.7	17.4
	非親族世帯	13	45	56	0.2	0.7	0.8
	単独世帯	1,405	1,639	1,767	21.8	24.2	25.3
	一般世帯数計	6,436	6,778	6,975	100.0	100.0	100.0
福岡県	夫婦のみ	369,671	394,489	420,249	18.6	18.7	19.1
	夫婦と子ども	578,203	567,730	567,372	29.1	26.9	25.8
	男親と子ども	24,783	25,105	26,619	1.2	1.2	1.2
	女親と子ども	163,301	176,112	182,910	8.2	8.4	8.3
	その他の親族世帯	206,523	183,962	156,857	10.4	8.7	7.1
	非親族世帯	12,150	19,646	17,556	0.6	0.9	0.8
	単独世帯	630,031	736,339	820,806	31.7	35.0	37.4
	一般世帯数計	1,984,662	2,106,654	2,196,617	100.0	100.0	100.0

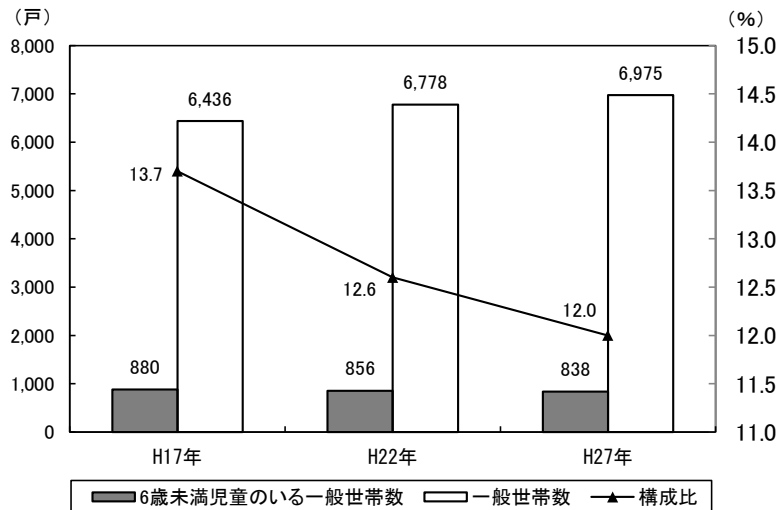
資料：国勢調査





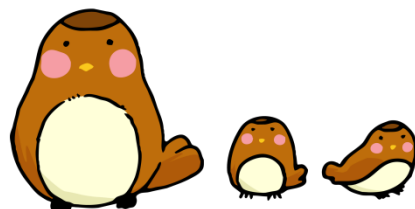
- ・一般世帯に占める6歳未満児童がいる世帯は減少しており、少子化が進行していることがわかります。
- ・福岡県と比較すると、6歳未満児のいる世帯の構成比は、平成22年に同率になっているほかは、本町の割合が高くなっています。

■一般世帯における6歳未満の児童のいる世帯数



	家族構成	実数 (戸)			構成比 (%)		
		平成17年	平成22年	平成27年	平成17年	平成22年	平成27年
広川町	6歳未満児童のいる一般世帯数	880	856	838	13.7	12.6	12.0
	一般世帯数計	6,436	6,778	6,975	100.0	100.0	100.0
福岡県	6歳未満児童のいる一般世帯数	204,282	265,441	199,248	10.3	12.6	9.1
	一般世帯数計	1,984,662	2,106,654	2,196,617	100.0	100.0	100.0

資料：国勢調査

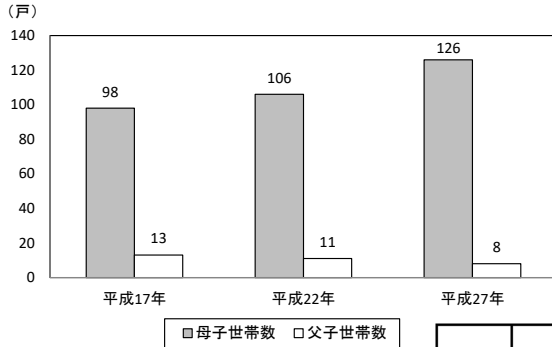




④ ひとり親世帯の割合

- ・ 母子世帯数は、平成 17 年から 22 年にかけて増加し、父子世帯数は減少しています。
- ・ 母子世帯数の一般世帯数に占める割合は、福岡県の値と比較して、やや低いと言えます。

■ 母子世帯数、父子世帯数の推移



資料：国勢調査

家族構成	実数 (戸)			構成比 (%)			
	平成17年	平成22年	平成27年	平成17年	平成22年	平成27年	
広川町	母子世帯数	98	106	126	1.5	1.6	1.8
	父子世帯数	13	11	8	0.2	0.2	0.1
	一般世帯数計	6,436	6,778	6,975	100.0	100.0	100.0
福岡県	母子世帯数	38,806	39,386	40,071	2.0	1.9	1.8
	父子世帯数	3,957	3,643	3,646	0.2	0.2	0.2
	一般世帯数計	1,984,662	2,106,654	2,196,617	100.0	100.0	100.0

### 3. 就労状況

1) 男女別就業率

- ・ 男女別就業率の推移をみると、男女とも就業率は減少傾向にあります。
- ・ 就業率を男女で比較すると、平成 27 年は男性が 14.3 ポイント高くなっています。
- ・ 福岡県の実業率と比較すると、平成 22 年、平成 27 年のいずれも、男女ともに本町の割合が高くなっています。

■ 男女別就業率の推移

			平成 22 年	平成 27 年
広川町	就業率 (%)	男性	64.9	62.7
		女性	49.0	48.4
	就業者 (人)	男性	5,283	5,091
		女性	4,456	4,379
	15歳以上人口(人)	男性	8,135	8,126
		女性	9,092	9,040
福岡県	就業率 (%)	男性	61.7	60.3
		女性	43.6	44.2
	就業者 (人)	男性	1,248,868	1,223,148
		女性	1,013,854	1,030,947
	15歳以上人口(人)	男性	2,023,510	2,029,235
		女性	2,327,798	2,333,384

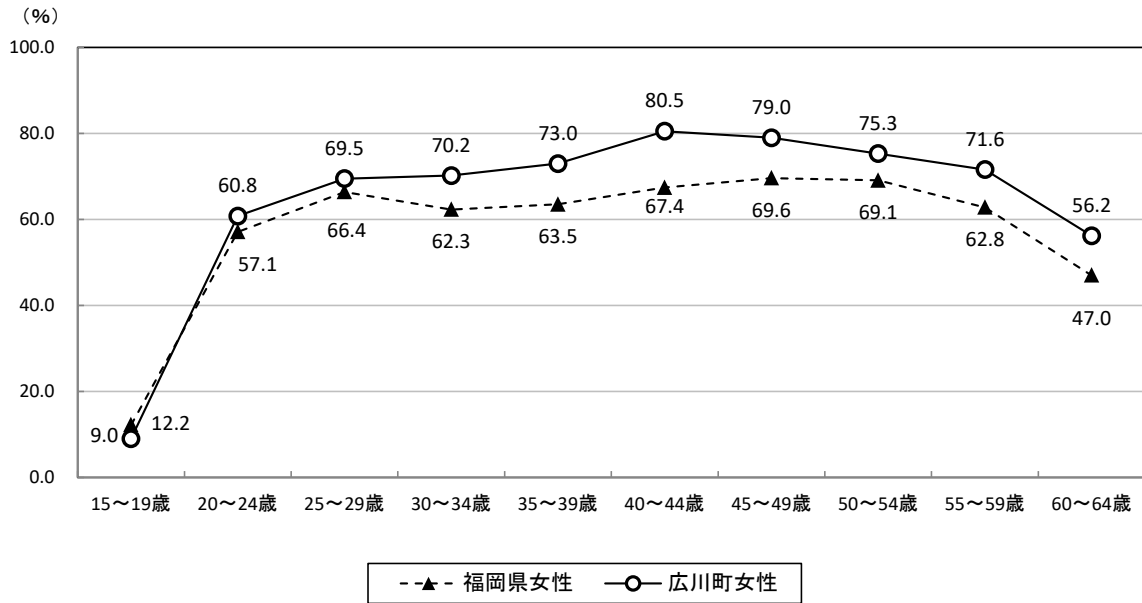
資料：国勢調査



2) 女性の年齢別就業率

- 女性の年齢別就業率をみると、20歳から50歳代に至るまで60%を超えており、高い就業率を示しています。
- 福岡県の状況をみると30歳代で若干就業率が下がっており、いわゆるM字曲線を描いていますが、本町ではこの年代別で就業率の伸びは低くなるものの減少はしておらず、比較的就業を継続している女性が多いことがわかります。

■女性の年齢別就業率



(単位：人、%)

	広川町			福岡県		
	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率
15歳以上総数	9,040	4,379	48.4	2,691,138	1,030,947	38.3
15~19歳	499	45	9.0	123,231	15,024	12.2
20~24歳	492	299	60.8	127,063	72,494	57.1
25~29歳	524	364	69.5	134,465	89,245	66.4
30~34歳	570	400	70.2	155,718	96,943	62.3
35~39歳	611	446	73.0	172,601	109,574	63.5
40~44歳	621	500	80.5	190,248	128,271	67.4
45~49歳	623	492	79.0	166,991	116,290	69.6
50~54歳	571	430	75.3	156,089	107,813	69.1
55~59歳	644	461	71.6	158,319	99,475	62.8
60~64歳	706	397	56.2	184,257	86,582	47.0

資料：国勢調査



## 4. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査 概要

### (1) 調査の目的

子育て支援サービスの利用状況をはじめ、保護者の子ども・子育てに関する意向等を把握し、子ども・子育て支援事業計画の策定に資することを目的として、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

### (2) 調査対象・方法及び回収率

#### 1) 調査対象について

- ① 就学前児童保護者・・・802人
- ② 小学生児童保護者・・・524人

#### 2) 調査期間

調査票の配布・回収期間

- ① 就学前：平成30年11月22日(木)～平成30年12月10日(月)
- ② 小学生：平成30年11月22日(木)～平成30年12月10日(月)

#### 3) 調査方法について

- ① 対象者の全ての保護者に調査を行いました。  
(兄弟姉妹がいる場合は、末子を対象としています。)
- ② 郵送により、調査票の配布・回収を行いました。

#### 4) 回収率について

ニーズ調査における回収率は以下のとおりです。

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	802件	386件	48.1%
小学生児童保護者	524件	241件	46.0%
計	1,326件	627件	47.3%



### (3) ニーズ調査について

ニーズ調査では、子育てや育児の状況、保護者の子育て支援に対する意向等について把握しました。

調査票では、子育てに関する以下の項目について、質問を設けています。

- ① お住まいの地域とご家族の状況について
- ② 子どもの育ちをめぐる環境について
- ③ 保護者の就労状況について
- ④ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について
- ⑤ 地域の子育て支援事業の利用状況について
- ⑥ 土日・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について
- ⑦ 病気の際の対応について
- ⑧ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用状況について
- ⑨ 放課後等の過ごし方について
- ⑩ 育児休業や短時間勤務制度等、職場の両立支援制度について
- ⑪ 広川町の子育てサービスについて
- ⑫ 子育てについて





(4) ニーズ調査結果

1) 子どもの年齢・学年 (平成25年10月1日現在)

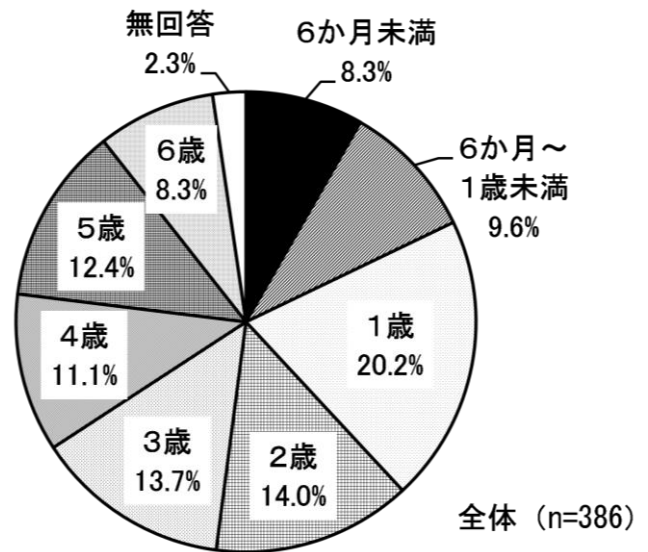
就学前児童・小学生児童

就学前児童では、1歳が78人、20.2%と最も多く、次いで2歳が54人(14.0%)、3歳が53人(13.7%)と続きます。0～2歳は201人(52%)で、3～5歳の176人(47.8%)より人数が多くなっています。

(※ グラフ中、N値とは、全体のサンプル数のことです。)

■ 年齢 (就学前児童)

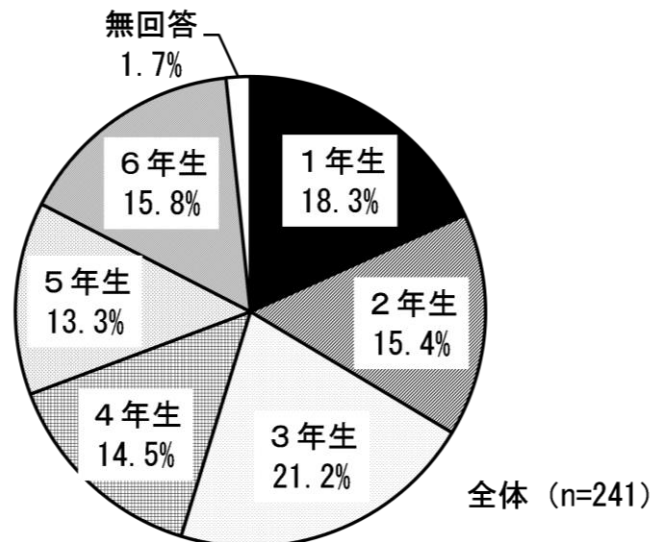
年齢	(人)	(%)
6か月未満	32	8.3
1歳未満	37	9.6
1歳	78	20.2
2歳	54	14.0
3歳	53	13.7
4歳	43	11.1
5歳	48	12.4
6歳	32	8.3
無回答	9	2.3
合計	386	100.0



小学生児童では、3年生が51人、21.2%と最も多く、次いで1年生が44人(18.3%)、6年生が38人(15.8%)、2年生が37人(15.4%)と続きます。低学年(1～3年生)は132人(54.9%)で、高学年(4～6年生)の105人(43.6%)より多くなっています。

■ 学年 (小学生児童)

学年	(人)	(%)
1年生	44	18.3
2年生	37	15.4
3年生	51	21.2
4年生	35	14.5
5年生	32	13.3
6年生	38	15.8
無回答	4	1.7
合計	241	100.0



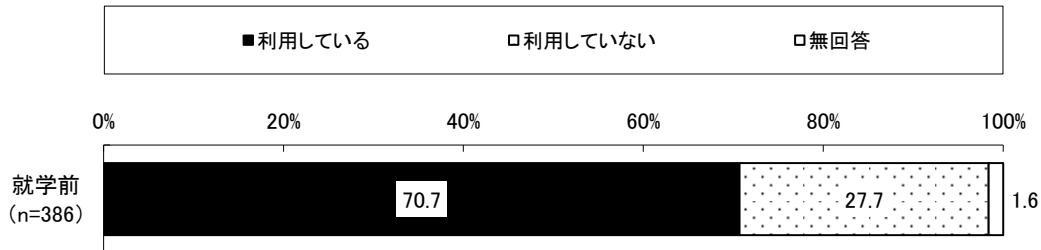


## 2) 子どもの定期的な教育・保育の事業の利用

就学前児童

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」(70.7%)が7割を占めています。利用していない人は27.7%という結果になっています。

### ■ 定期的な教育・保育の事業の利用

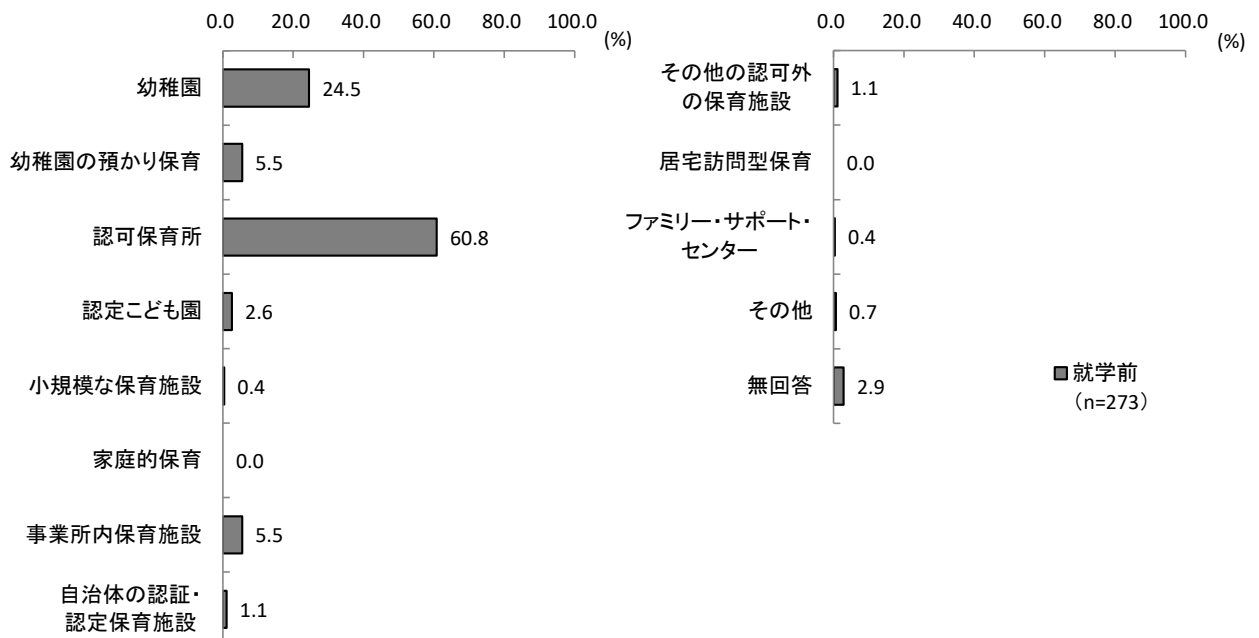


## 3) 子どもが平日に利用している教育・保育の事業 (複数回答)

就学前児童

平日に定期的にご利用している事業をたずねたところ、「認可保育所」(60.8%)が最も多く、次いで「幼稚園」(24.5%)となっています。

### ■ 平日に利用する教育・保育の事業



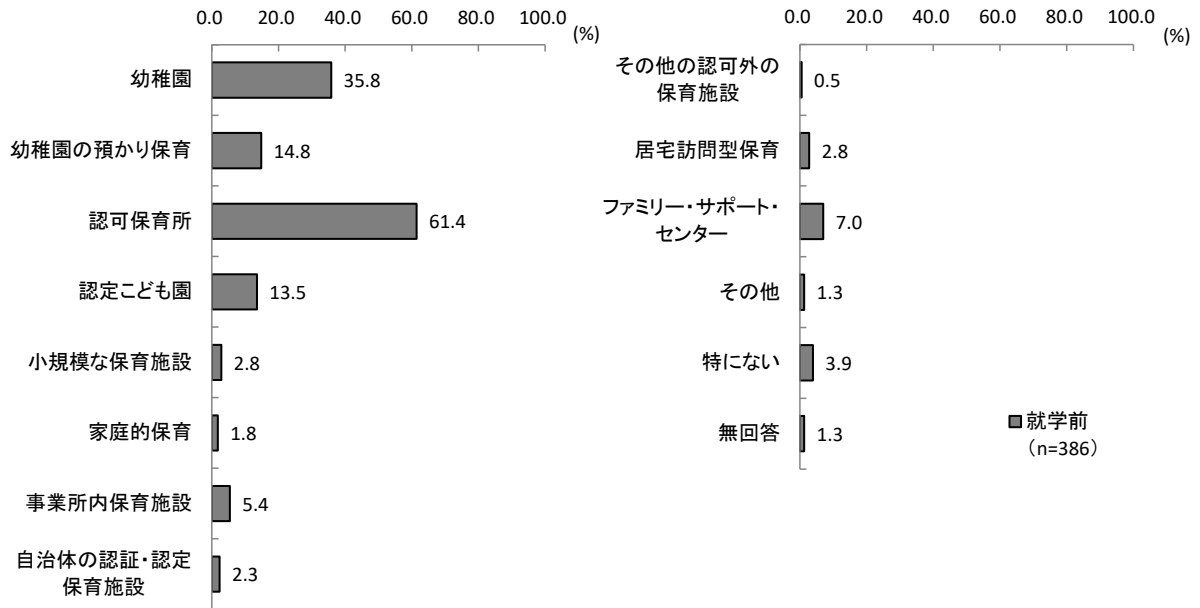


4) 子どもの平日の教育・保育の事業として定期的にご利用したい事業（複数回答）

就学前児童

平日の教育・保育事業として定期的にご利用したい事業では、「認可保育所」(61.4%)が最も多く、次いで「幼稚園」(35.8%)、「幼稚園の預かり保育」(14.8%)、「認定こども園」(13.5%)となっています。

■ 平日に定期的にご利用したい教育・保育の事業

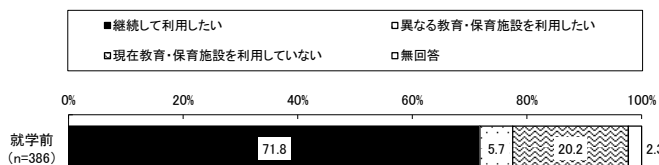


5) 幼児教育・保育無償化が実施された場合の保育施設利用意向

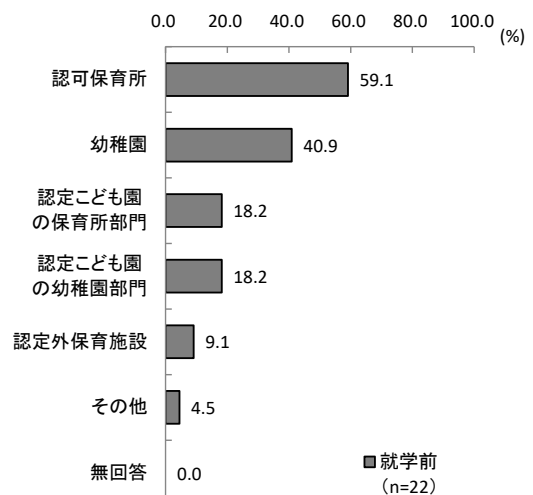
就学前児童

幼児教育・保育無償化が実施された場合の施設利用意向を質問したところ、現在利用している施設を「継続して利用したい」(71.8%)との回答が7割を占めました。一方、「異なる教育・保育施設を利用したい」と回答した人に希望する施設をたずねたところ、「認可保育所」(59.1%)が6割近くを占め、次いで「幼稚園」(40.9%)となっています。

■ 施設の利用意向



■ 異なる教育・保育施設を利用したい場合の希望





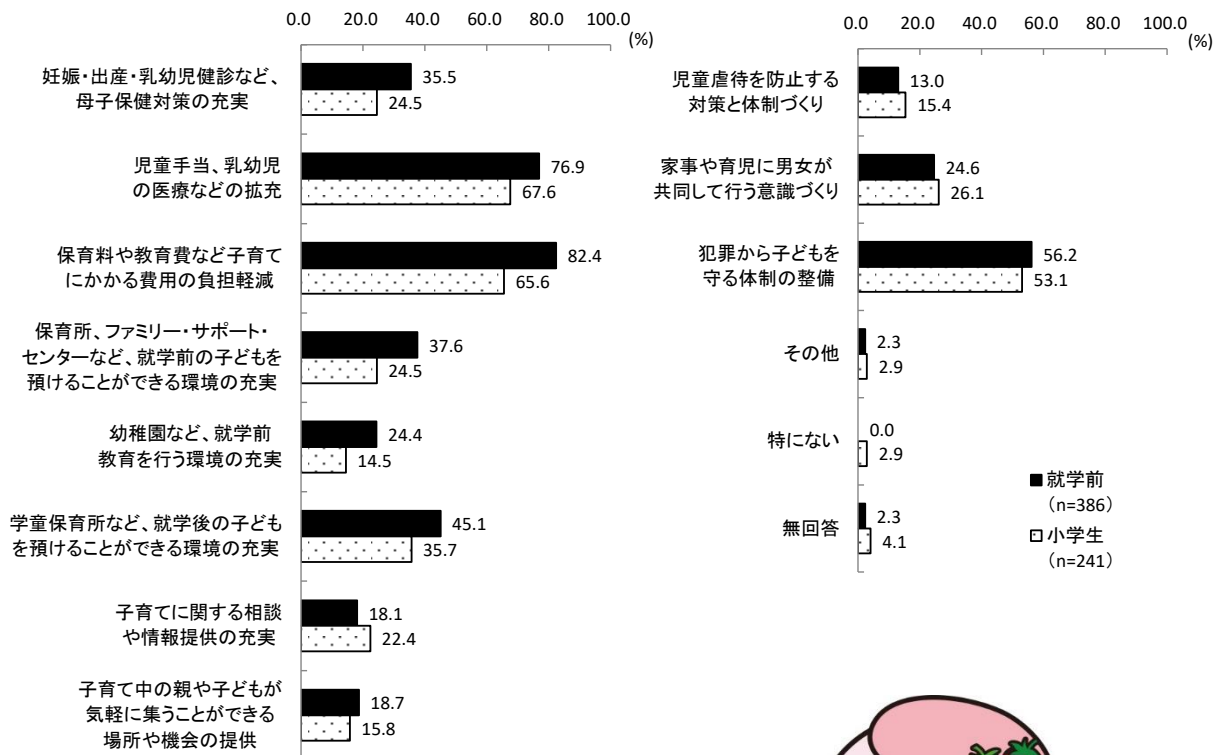


6) 子どもを健やかに育てるために広川町に期待すること (複数回答)

就学前児童・小学生児童

子どもを健やかに生み育てるために広川町に期待することでは、就学前児童、小学生児童のいずれも「保育料や教育費等子育てにかかる費用の負担軽減」(就学前児童 82.4%、小学生児童 65.6%)、「児童手当、乳幼児の医療等の拡充」(就学前児童 76.9%、小学生児童 67.6%)の割合が高く、これに「犯罪から子どもを守る体制の整備」(就学前児童 56.2%、小学生児童 53.1%)が続いています。また、「学童保育所等、就学後の子どもを預けることができる環境の充実」、「保育所、ファミリー・サポート・センター等、就学後の子どもを預けることができる環境の充実」という子どもを預ける環境に関する回答もみられます。

■ 子どもを健やかに育てるために広川町に期待すること





## 5. 課題の整理

子どもを取り巻く状況、ニーズ調査、ヒアリング、子ども・子育て支援事業計画に係る事業の実施状況から、本町における子ども・子育て支援についての課題を以下のように整理しました。

### 1. 子育てに関する相談体制の充実

ニーズ調査の結果からは、子育てに関する相談者の有無について、就学前児童の保護者で96.1%、小学生児童の保護者で92.5%が「いる／ある」としていますが、「いない／ない」保護者も数としては少ないながらも回答があり、その理由としては「信頼して相談できる相手がいない」が最も多く、こうした家庭の中には、深刻な問題を抱えながら外部に相談できないケースがあることも考えられます。そのため、今後も相談体制の充実と、問題を抱えている人を相談に結びつけることができるような地域と関係機関が連携した見守りの強化が必要になります。

### 2. 子育て支援サービスの充実

近年、本町の人口は、微減傾向にあり、これに伴い児童の人口も少なくなっていますが、子育て支援サービスに関するニーズは高く、ニーズ調査の結果からも現在の利用割合以上に、教育・保育サービスの利用を希望する割合が高くなっています。また、今後は幼児教育・保育無償化の実施等により、保育・教育事業をはじめとする子育て支援サービスに対するニーズは一層増加、多様化していくことが予想されます。

このことから、町の実態を把握したうえで、適切なサービスの事業量を見込むことと、その事業量を確保するための方策の検討が重要となります。

### 3. 仕事と家庭の両立支援

ニーズ調査の結果からは、共働き家庭で子育てをするのに必要なこととして、「夫が家事や育児を分担し、協力すること」、「妊婦や子育て家族が安心して活動できる、まちづくりを進めること」、「子育て中の労働条件を改善すること」等が挙げられています。

このことから、子育て家庭に対する仕事と家庭の両立支援としては、各家庭に対し、家庭内での役割分担のあり方について啓発、情報提供を進めて理解を深めていくこと、企業に対しては育児・介護休業や短時間勤務制度等の利用促進に向けた働きかけ、そして町では妊婦や子育て家庭をはじめとした、様々な方々が安心して利用できる環境の整備が課題となります。



#### 4. 子育て支援全般について

##### (1) 切れ目のない子育て支援体制の充実

近年では、「気になる子ども」が増加していることが指摘されており、子どもの発育における早い段階で気になる点やニーズを把握し、医療等の関連機関につなげていくことが、その後の発育や社会への適応に向けて重要となります。

現在、町が実施している乳幼児健診や訪問事業を通して子どもたちの状況を把握し、その後就学するまで切れ目なく一貫して子どもの様子を見守り、また問題や困りごとに対する相談に対応できるような支援体制を構築していくことが必要となります。

##### (2) 保育人材の確保

現在、子育て支援に関わる事業ニーズが高まっている一方で、その担い手となる教育・保育人材の確保が困難な状況にあります。この問題に対しては、国をはじめ各自治体の中でも独自の取り組みを進められているところがあります。

事業所ヒアリング調査からは、各事業者がそれぞれに人材確保に向けて取り組んでいるものの、保育士の成り手も少なく、必要な人材を確保することが困難な状況にあることがわかりました。こうした状況を受けて、今後、本町において保育・教育人材の確保を進めていくためには、保育・教育の枠にとどまらず、若い人たちが広川町に定住し、働き続けたいと考えるような、住みやすい町づくりを進めていくことが重要であるとの指摘もありました。

よって、この問題に関しては、住み続けたいまちづくり、子育てしやすいまちづくりの実現に向けた、町の総合的な取り組みを進めていく中で、課題の解決を図っていくことが必要となります。

##### (3) 子育て支援の環境整備

ニーズ調査の結果からは、子どもを健やかに育てるために広川町に期待することとして、「保育料や教育費等子育てにかかる費用の負担軽減」、「児童手当、乳幼児の医療等の拡充」、「犯罪から子どもを守る体制の整備」、「学童保育所等、就学後の子どもを預けることができる環境の充実」等が挙げられています。

経済的な支援や子ども医療の継続については、国や県の制度とも連携を取りながら、また近隣市町村との広域的な対応も視野に入れて検討していく必要があります。

また、学童保育や子どもの居場所に対する要望については、学童保育所の受入れの拡充や、地域ぐるみでの居場所づくり、また子育て中の親や子どもが集まることのできる場の整備についても検討していく必要があります。



## 6. 人口・児童数の推計

平成26年から平成30年までの住民基本台帳人口の実績により、コーホート変化率法を用いて人口推計を行った結果は以下のとおりです。町の人口は、微減傾向が見込まれます。

この中で、0歳児から11歳児までの児童数も微減傾向になっています。

※コーホート法：過去の年齢別・性別人口、母親の年齢階級別出生率、出生者の男女比等を用いて将来人口を算出する方法

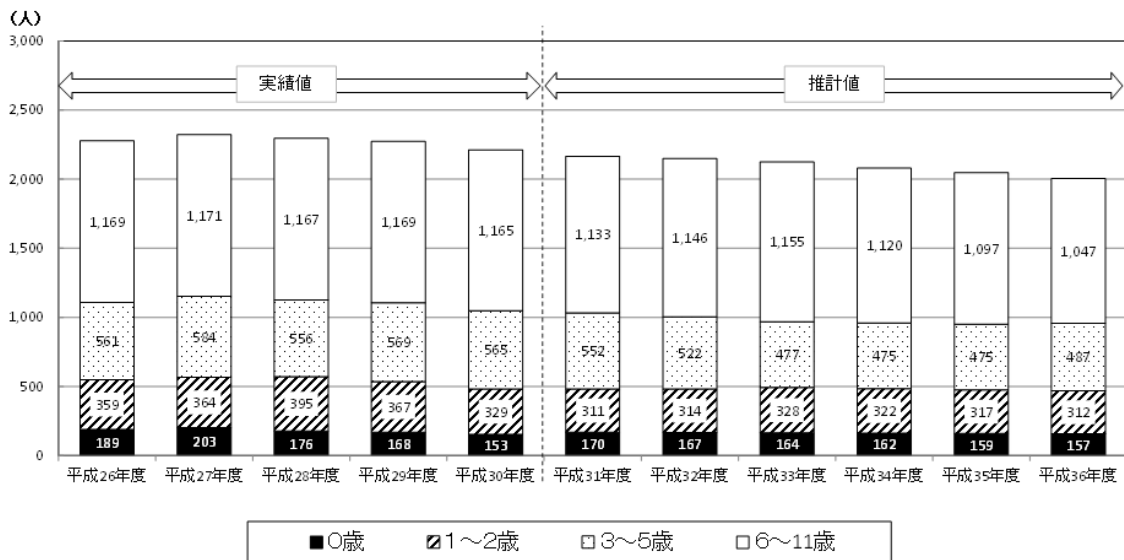
### ■児童数推計

(単位：人)

	年齢区分	実績					推計						
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	
人口	実数(人)	19,785	19,936	19,883	19,829	19,679	19,600	19,523	19,438	19,338	19,231	19,110	
	増減率(%)	-	0.76	-0.27	-0.27	-0.76	-0.40	-0.39	-0.44	-0.51	-0.55	-0.63	
児童数	実数(人)	0歳	189	203	176	168	153	170	167	164	162	159	157
		1~2歳	359	364	395	367	329	311	314	328	322	317	312
		3~5歳	561	584	556	569	565	552	522	477	475	475	487
		6~11歳	1,169	1,171	1,167	1,169	1,165	1,133	1,146	1,155	1,120	1,097	1,047
		計	2,278	2,322	2,294	2,273	2,212	2,166	2,149	2,124	2,079	2,048	2,003
	増減率(%)	0歳	-	7.41%	-13.30%	-4.55%	-8.93%	11.11%	-1.76%	-1.80%	-1.22%	-1.85%	-1.26%
		1~2歳	-	1.39%	8.52%	-7.09%	-10.35%	-5.47%	0.96%	4.46%	-1.83%	-1.55%	-1.58%
		3~5歳	-	4.10%	-4.79%	2.34%	-0.70%	-2.30%	-5.43%	-8.62%	-0.42%	0.00%	2.53%
		6~11歳	-	0.17%	-0.34%	0.17%	-0.34%	-2.75%	1.15%	0.79%	-3.03%	-2.05%	-4.56%
		計	-	1.93%	-1.21%	-0.92%	-2.68%	-2.08%	-0.78%	-1.16%	-2.12%	-1.49%	-2.20%

資料：住民基本台帳

### ■児童数の推移





## 第3章 計画の基本方針

### 1. 基本理念

子育ては、父母その他の保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもとに行わなければなりません。そして、子ども・子育て支援は、保護者の子育てに対する不安、孤立感を和らげ、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるように行われる必要があります。

これらの考え方のもとに、次世代育成支援行動計画の成果を踏まえた新たな施策の総合的な展開を目指します。さらに、質の高い幼児期の学校教育、保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援の充実を目指して、子ども・子育て支援事業計画の事業を実施するものとしします。

以上から、本計画の基本理念は、これまでの次世代育成支援行動計画の基本理念を引き継ぐものとして次のように設定します。

#### 【基本理念】

**子どもたちの笑い声が響き、生きる力をはぐくむ、まちづくり**

### 2. 基本目標

国の次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の見直し、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえて、計画の基本目標を次のように設定します。

1. 地域における子育ての支援
2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
4. 子育てを支援する生活環境の整備
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進等
6. 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進
7. 子ども等の安全の確保
8. 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進



### 3. 取り組みの方向

#### 基本目標 1 地域における子育て支援

##### (1) 子育て支援サービスの充実

保護者の就業形態やライフスタイルの変化に伴い、子育て家庭のニーズも多様化しているため、子育て家庭の生活実態や意向を把握し、それぞれの家庭に合った子育て支援を行います。具体的には、次の事業を実施し、子ども・子育て支援事業計画（第4章）に具体化します。※（ ）：掲載頁

- 1) 利用者支援事業 (50 p)
- 2) 地域子育て支援拠点事業 (50 p)
- 3) 乳児家庭全戸訪問事業 (51 p)
- 4) 養育支援訪問事業 (51 p)
- 5) 子育て短期支援事業 (51 p)
- 6) 一時預かり事業 (52 p)
- 7) 時間外保育（延長保育）事業 (51 p)
- 8) 病児・病後児保育事業 (53 p)
- 9) 放課後児童クラブ（学童保育所）(54 p)
- 10) 子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター事業 (54 p)
- 11) 妊婦健康診査 (55 p)

##### (2) 保育サービスの質の向上

###### ■現状

- ① 保育サービスは、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の意向を十分に踏まえてサービス提供体制を整備することが必要であり、特に保育所等の随時入所ニーズに対応するため各施設と協議しながら、待機児童の発生防止を図っています。
- ② 保育サービスの保育の質の向上を図るため、各保育所、幼稚園とその保護者との交流、広川町保育協会主催による保育士研修及び保育フェスティバルでの保護者との交流、保育団体等が主催する保育士研修への参加等を周知しています。

###### ■今後の取り組み

- ・ 今後も保育士の研修、研究機会への積極的な参加により質の向上を図るとともに、保育協会と行政との懇談会による子育て支援の情報収集を図り、保育サービスの充実に努めます。



### (3) 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細やかな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、これまで地域における子育て支援サービス等のネットワーク化を図ってきました。

#### 1) 子育て支援サービス、保育サービスの情報ネットワーク化

##### ■現状

- ・ 町役場担当窓口、町ホームページ、町広報紙、フェイスブック、母子手帳アプリを通した子育て情報の発信。

##### ■今後の取り組み

- ・ 町役場窓口や広報紙等の紙媒体による周知、及び町ホームページやフェイスブック、母子手帳アプリ等による電子媒体による最新情報の提供充実を図ります。

#### 2) 子育て支援に係る人的ネットワークづくり

##### ■現状

- ① 民生児童委員や主任児童委員、及び助産師等の専門職による赤ちゃん訪問での子育て情報の提供等、人的ネットワーク。
- ② 広川町子育て支援センターでの交流の場の提供及び子育て情報の発信。
- ③ ファミリー・サポート・センター事業を運用し、地域の子育て支援のネットワークづくりの推進。

##### ■今後の取り組み

- ・ 広川町子育て支援センターを拠点としてさらに子育て支援のネットワークづくりを進めます。
- ・ 地域の子育て情報の拠点として、公民館等を利用した地域での子育て交流の場の提供を検討します。
- ・ ファミリー・サポート・センター事業を運用し、さらに地域の子育て支援のネットワークづくりや子育てを支援する人材育成を推進します。

### (4) 児童の健全育成

##### ■現状

- ① 子どもたちが志をもって意欲的に学び、自律心と思いやりの心を持つたくましい子どもに育てようというビジョンのもとに校区ごとに「地域の子どもは地域の力で」の活動を展開し、「しらかねネット」「なかひろネット」「せきじんネット」などの校区の小学校開放を実施しています。
- ② 地域の公民館を会場に地域と教育委員会が連携して子どもたちが宿題を持って気軽に集まり、共に教え合う場、地域の人々とのふれあいの場を企画運営しています。



■今後の取り組み

- ・ 仕事と子育ての両立を支援するため、全ての小学生が放課後等を安心かつ安全に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づいた放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の一体的な又は連携した実施に関する具体的な方策、及び小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策について検討します。

(5) 地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進

高齢者と子どもの世代間の交流を推進します。

■現状

- ・ 保育所・幼稚園による老人福祉施設への訪問活動、校区の小学校や地域公民館活動、地域のまつりでの老人クラブとの交流を実施しています。

■今後の取り組み

- ・ 今後も保育所・幼稚園による老人福祉施設への訪問活動、校区の小学校や地域公民館活動での老人クラブとの交流を推進します。







## 基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

### (1) 子どもや母親の健康の確保

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、子どもの健康のみならず、その母親が健康であることが必要です。

本町においては、保健・医療・福祉及び教育の分野間の連携をとり、母子健康手帳交付をはじめ、妊婦健康診査、訪問指導（妊産婦、新生児、健診未受診者）、予防接種、乳幼児健診、乳幼児育児相談、まんまクラブ（妊婦・乳幼児の栄養教室）特定不妊治療助成事業等、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期の一貫した母子保健事業を推進し、妊産婦、乳児、周産期の健康増進に尽力してきました。

今後も、母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図るため、これらの事業を継続し、保健・医療・福祉及び教育の分野間の連携のもと、引き続き地域における母子保健施策等の充実に努めます。

### 1) 母子保健における健康診査・訪問指導・保健指導等の充実

#### ■現状

- ・ 次の取り組みを進めています。
  - ① 特定不妊治療助成
  - ② 母子健康手帳交付
  - ③ 妊婦健康診査
  - ④ 妊婦歯科健康診査
  - ⑤ 乳児家庭全戸訪問（新生児訪問を兼ねた助産師・看護師による訪問）
  - ⑥ 予防接種
  - ⑦ 乳幼児健診
    - ・ 4か月児
    - ・ 10か月児
    - ・ 1歳6か月児
    - ・ 3歳児
  - ⑧ 乳幼児育児相談
    - ・ てくてく広場
  - ⑨ まんまクラブ（妊婦・乳幼児の栄養教室）

#### ■今後の取り組み

- ・ 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診等の母子保健における健康診査、新生児訪問等の訪問指導、保健指導、母性に関する相談及び教育等の充実に努めます。
- ・ 子育て世代包括支援センターを立ち上げ、母子健康手帳交付時に支援プラン作成に取り組みます。



- ・産婦健診、新生児聴覚検査の実施に向け、取り組みます。

## 2) 乳幼児健診等を活用した、保護者への相談事業の実施

### ■現状

- ・次の取り組みを進めています。
  - ① 保健師による生活全般、予防接種等相談・指導
  - ② 助産師による母乳・家族計画相談・指導
  - ③ 臨床心理士によることば・しつけ・癖等の相談・指導等
  - ④ 栄養士による食事についての相談・指導（量・バランス・時間等）
  - ⑤ 保育士による生活リズム・生活習慣等の相談・指導

### ■今後の取り組み

- ・今後も保護者の育児不安の解消を図るため、乳幼児健診や育児相談の場を活用し、保護者への相談指導等を実施します。

## 3) 事故予防のための啓発活動の推進

### ■現状

- ・次の取り組みを進めています。
  - ① 健診時による保健師の指導（誤飲、転落、転倒、やけど等）
  - ② 消防署による事故防止（応急手当・AEDの指導）の講話の実施（年3回）

### ■今後の取り組み

- ・乳幼児健診や子育て支援センターイベントの場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故防止のための啓発等の取り組みを進めます。

## 4) 「いいお産」の普及

### ■現状

- ・次の取り組みを進めています。
  - ① マタニティ cafe（安産教室）
  - ② まんまクラブでの栄養指導（年24回）
  - ③ 育児相談での乳房マッサージ指導及び母乳栄養に関する相談の実施
  - ④ 母子健康手帳交付時の健康相談・指導

### ■今後の取り組み

- ・妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適な、母親が満足できる「いいお産」の普及を図るため、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行います。
- ・子育て世代包括支援センターを立ち上げ、母子健康手帳交付時に支援プラン作成に取り組みます。



## (2) 「食育」の推進

生涯にわたって健康な生活を送るためには、食事に対する配慮が必要です。また、食事は人間性の形成と家族関係づくりの基本です。このため、望ましい食習慣を身に付けるとともに、食を通じた家族形成と心豊かな人間性を育てていくことができるように、保健分野や教育分野をはじめとする様々な分野が連携しつつ、「食事バランスガイド」等の食生活上の指針を参考に、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めていく必要があります。

### ■現状

- ・ 次の取り組みを進めています。
  - ① 保育協会による「保育フェスティバル」での展示、試食会、講演会
  - ② 保育所・幼稚園での給食の中で食育・アトピー等の症状に対する除去食の提供
  - ③ 乳幼児健診、母と子の相談での情報提供
  - ④ まんまクラブ（妊婦・乳幼児の栄養教室）での妊婦に必要な栄養指導等
  - ⑤ 幼稚園・保育園、小中学校、保護者との連携強化における給食の指導の充実と食育に関わる学習指導の推進
    - ・ 朝食摂取率を高める取り組み
    - ・ プラス1品の取り組み
  - ⑥ 学校・家庭・地域が連携した食事に関わる体験活動の実施
    - ・ 親子給食
    - ・ 学校に菜園
    - ・ みそづくり
    - ・ さつまいも作り
    - ・ 田植え、稲刈り体験
    - ・ 生涯学習活動の中での食体験
  - ⑦ PTAによる早寝・早起き・朝ごはんの取り組み

### ■今後の取り組み

- ・ 乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。
- ・ 低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図るため、妊娠前から適切な食生活の重要性も含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を継続して実施します。
- ・ 学校教育活動や社会教育活動を通じて食育を推進します。



### (3) 思春期保健対策の充実

子どもたちが健全で豊かな人間性を育むためには、学童期・思春期における心身の健康課題への対応が必要不可欠です。十代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な意識の醸成と併せて、性や性感染予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要です。

思春期保健対策の充実には、学校保健との組織的な連携のほか、地域・他の専門機関・他職種との連携が必要であるため、より一層関係機関への働きかけ、及び体制の充実等が必要とされています。

#### ■現状

- ・ 次の取り組みを進めています。

##### ① 学校保健授業の充実

- ・ たばこ、薬物乱用防止等講演会
- ・ 小学4年生児童と保護者を対象に命の授業
- ・ 中学3年生生徒を対象に命の授業

##### ② 相談機関の紹介や学校養護教諭との連携

- ・ 養護教諭会の開催、健康診断に関すること、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して配慮を要する児童生徒への対応

#### ■今後の取り組み

- ・ 今後も、学校における喫煙や飲酒、薬物乱用の有害性について知識の普及を図るとともに、性に関する正しい知識の醸成や命の大切さに関わる教育を進め、児童生徒や保護者が、心や身体の悩みを気軽に相談できるような体制づくりを推進します。

### (4) 小児医療の充実

安心して子どもを産み育てるために、母子保健とともに小児医療体制の充実が不可欠です。このため、救急医療等の小児医療体制の整備及び子どもの急病時でも安心できる環境づくりを図っています。

#### ■現状

- ・ 次の取り組みを進めています。

##### ① 広域的連携のもと実施

- ・ 公立八女総合病院、筑後市立病院で実施、  
夜間あり月～金 19時～21時半、日祝日 9時～14時半

##### ② 子ども医療費助成事業の実施

- ・ 0歳～中学3年生までの医療費助成

#### ■今後の取り組み

- ・ 今後も子ども医療費の助成を継続していきます。





## 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

### (1) 次世代を育む親の育成

子どもを産み育て、健全で豊かな人間性を育てていくためには、地域ぐるみで子育てを支援していく仕組みとともに、家庭において健全な生活習慣や教育を保護者が日々実践できることも重要と考えます。

また、家事や育児、子どもの教育等について男女の共同参画の生活習慣が定着するよう、男女平等社会の意識の醸成に努めることも重要です。

さらには、中学生・高校生等に対しても、子どもを産み育てることの意義、子育ての喜びや楽しさを知ってもらうための取り組みも必要と考えます。

#### ■現状

- ・ 次の取り組みを進めています。
  - ① 保育所・幼稚園での保護者等を対象とした子育て座談会の実施
    - ・ 子育ての悩み相談や講演会の実施
  - ② 保育施設等での小中学校生との交流
    - ・ 中学生の職場体験の実施
    - ・ 中学3年生の乳児ふれあい体験事業
    - ・ 小学4年生児童と保護者を対象に命の授業
  - ③ 保育所・幼稚園での実習生の受け入れ

#### ■今後の取り組み

- ・ 中学生・高校生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするために、地域住民やボランティア、保育所・幼稚園等との連携により、乳幼児とのふれあい、様々な交流・体験活動や自主活動ができる機会づくりを進めます。

### (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

学校教育は人間形成として必要な資質を養うとともに、個性や社会性を培うための確かな学力と豊かな心、健やかな体を育てるという重要な役割を担っています。

また、就学前における幼児教育は、生涯にわたる人間としての健全な発達や、社会の変化に主体的に対応し得る基礎を培う重要な役割を担うと言えます。

次代の担い手である子どもが、未来への夢や目標を抱き、創造的で活力に満ちた豊かな国と社会を作り、世界の中で信頼される人として育っていけるよう学校・家庭・地域といった社会全体で子どもたちが「生きる力」を身につけるための環境等を整備することが必要と考えます。



#### ■現状

- ・ 次の取り組みを進めています。
  - ① 学級の枠を超えた少人数授業のきめ細やかな教育環境の実施
    - ・ 数学、英語等のクラスを2～3つに分けて授業を実施
  - ② 地域人材をゲストティーチャーとして活用した授業の実施
    - ・ 職場体験学習
  - ③ 体育協会会員によるスポーツの指導
    - ・ 小中学校の授業等
  - ④ 教職員の各種研修会の実施
  - ⑤ 各小学校・幼稚園・保育所の通学路・経路の点検
    - ・ PTA、教職員による通学路の安全点検を実施
    - ・ 担任等による登下校時の安全点検の実施
  - ⑥ 広川町いじめ問題等対策委員会の設置
  - ⑦ 幼稚園・保育所・小中学校間の連絡会の設置や見学・交流会の実施に向けた検討

#### ■今後の取り組み

- ・ 学級の枠を超えた少人数授業の実施や地域人材をゲストティーチャーとして活用した授業の実施等により、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるような知識・技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、問題解決能力等まで含めた確かな学力の向上に努めます。
- ・ 教育環境等の整備のため、見学・交流会を通じて、幼稚園や保育所と小中学校との連携を推進します。
- ・ 児童生徒や保護者がいじめ・不登校・非行等の問題に関して、気軽に相談できる体制づくりに努める。
- ・ 関係機関とのネットワークづくりとして、教育相談会議を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと関係機関が情報共有と連携を図り、より強化していきます。

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものです。

しかしながら、核家族が増え、兄弟の数も少なく、近所づきあいも希薄化した現代では家庭の教育力が低下していると言われています。

また、青少年の問題行動の深刻化や青少年を巻き込んだ犯罪の多発等も近年、社会問題化しています。その背景には家庭のみならず、地域の教育力の低下も一因があると考えられます。

子どもたちの健やかな育成のためには、学校、家庭、地域がそれぞれの教育力の充実を図るとともに、それらの教育力を結集していけるような環境づくりを行うことが必要です。



#### ■現状

- ・ 次の取り組みを進めています。
  - ① 保育所・幼稚園保護者会懇談会の開催、充実
    - ・ 保育参観・行事等の終了時の園を交えた保護者懇談会の実施
  - ② 広川町教育力向上本部協議会                      年間3回開催

#### ■今後の取り組み

- ・ 教育力向上本部協議会において、「ふるさと広川に誇りを持ち、変化の激しい社会を生きぬく力を身に付け、世代を超えてつながり、力を合わせ、未来を切り拓いていこうとする子どもの育成」を目指して学校、家庭、地域が連携するとともに、親同士、または親と子育てが終了した世代との交流を図ります。

### (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現在、書籍、ビデオ、テレビ以外のインターネット、携帯電話等のメディア上の性、暴力等の有害情報が、子どもたちの心身の健全な成長に悪影響を及ぼしていることが懸念されています。これらのメディアは子どもたちが有する場合が多いことから、性犯罪等に巻き込まれることも憂慮されています。

このため、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携して、関係業界に対して自主的措置を働きかけることや、有害情報にアクセスできないようにするルールづくりが求められています。

#### ■現状

- ・ 次の取り組みを進めています。
  - ① 有害情報や有害環境の浄化活動の実施を検討
    - ・ 中学校生徒を対象にライン、ネット乱用防止教室講演会を実施
  - ② 学校、家庭、地域における情報モラル教育の推進
    - ・ 保護者と小学5、6年生を対象に規範意識教室(ネット被害に関する講演等)の開催、PTA講演会

#### ■今後の取り組み

- ・ 関係機関団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、性や暴力等の過激な情報から児童・生徒を保護する方策を検討し、学校、家庭、地域における情報モラル教育を推進し、有害情報にアクセスできないようにするルールづくりを検討します。





## 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

### (1) 安全な道路交通環境の整備

子どもが地域の中で健やかに育っていくためには、子どもや子ども連れの保護者が安心して活動できるような、ゆとりある生活環境が必要です。

#### ■現状

- ・ 次の取り組みを進めています。
  - ① 新規道路工事及び道路改良工事における歩道の確保及びバリアフリー化
  - ② 狭あい道路整備事業により道路の拡幅

#### ■今後の取り組み

- ・ 子どもや子ども連れの保護者等が安全・安心に通行できる道路交通環境を整備するため、幅の広い歩道や生活道路における整備を推進します。

### (2) 安心して外出できる環境の整備

誰もが住み慣れた地域の中で自立し、ともに生きる社会にするというノーマライゼーションの理念に沿った社会を実現するためには、様々なバリアを解消する必要があります。子育て社会においても、妊娠期間中の女性や小さな子どもを連れた家族は外出の際、不自由になることがあります。

#### ■現状

- ・ 次の取り組みを進めています。
  - ① 道路・公園・公共施設等におけるバリアフリー化の推進
  - ② 現状の公園等の幼児の遊び場の維持管理、整備
  - ③ 子どもの遊び場の支援組織を作り、広川チルドレンズパークの実証実験を行いながら、そこに関わるサポーターの養成

#### ■今後の取り組み

- ・ 妊産婦や乳幼児連れ等すべての人が安心して外出できるように、広川町福祉のまちづくり整備基本計画を厳守し、道路・公園・公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入等を推進します。
- ・ 公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室の設置等の子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進します。
- ・ 子どもの遊び場運営事業を進め、子どもたちの健全な育成を促すとともに、里カフェまち子のおやつとの一体的運用により、親子や子育て世代間のコミュニケーションの場づくりに取り組みます。





### (3) 安全・安心まちづくりの推進

生活に危惧を及ぼす犯罪・事故・災害の被害を未然に防止するためには、行政や警察等のみならず、子ども自身や親を含め、地域の住民一人ひとりが協力して安全体制・防犯体制を整備していく必要があると考えます。

#### ■現状

- ・ 次の取り組みを進めています。
  - ① PTA、教職員による通学路の安全点検を実施
  - ② 担任等による登下校時の安全点検の実施
  - ③ 地域における防犯灯設置の推進（17行政区 109基・・・平成30年度実績）
  - ④ 交番だより等による広報啓発活動の実施
  - ⑤ 福岡県警察による地域安全情報「ふっけい安心メール」の登録の推進
  - ⑥ 町内街灯のLED化（15基・・・平成30年度実績）
  - ⑦ 防犯カメラの設置（4台・・・平成30年度実績）

#### ■今後の取り組み

- ・ 子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、各小中学校の通学路や幼稚園・保育所の経路の定期的な安全点検を引き続き実施するとともに、防犯灯や防犯カメラ設置の推進、交番だより等による広報啓発活動を行います。
- ・ 「広川町安全安心まちづくり条例」に基づき、町民の防犯意識等の高揚と自主的な地域安全活動の推進を図ります。





## 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

### (1) 子育てと仕事の両立に関する広報・啓発の推進

働く保護者にとって、子育てと仕事の両立はたいへん重要な課題です。ライフスタイルや価値観の多様化とともに、就労に対する意識も変化し、仕事と家庭のバランスのとれた働き方を望む人が増えてきていますが、その一方で、「家庭より仕事を優先すべき」とする考え方も根強く残っています。

家庭における子育ては父親、母親が共に担うものであることから、職場・地域・家庭における男女の固定的役割分担意識の改革を積極的に促し、性別に関係なく個性や能力を伸ばせる男女共同参画社会の啓発が必要です。また、女性も男性も、ともに仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、「働き方の見直し」も考えていくことが必要と考えます。

#### ■現状

- ・ 次の取り組みを進めています。

#### ① 福岡県や関係団体等と連携を図りながら広報・啓発・情報提供の推進

- ・ 福岡県が実施している「子育て応援宣言企業登録制度」の周知及び母子家庭等への就職支援の相談・講習会開催の情報周知

#### ■今後の取り組み

- ・ すべての人が、仕事と家庭のバランスがとれた多様な働き方を選択できるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の考え方の周知とともに、働き方の見直し、有給休暇の取得、育児休業制度の取得促進等について、事業主に意識改革を働きかけます。

### (2) 仕事と子育ての両立の支援

少子・高齢化が急速に進むなか、社会で男女がともに個性と能力を活かし、職場と家庭の活動をバランス良く両立できるよう、お互いを対等なパートナーとして理解を深め、多様な働き方を選ぶことができるような環境づくりが必要です。また、仕事と家庭が両立できるような社会的支援を図ることも必要です。

#### ■現状

- ・ 次の取り組みを進めています。

#### ① 仕事と子育ての両立に関する広報や情報提供

- ・ 町スマホを活用した母子手帳アプリや子育て支援センターでの情報提供を実施

#### ② 保育サービスや病児・病後児保育施設等の充実

広報紙及び町ホームページ、町役場担当窓口のほか、

- ・ 保育所入所では、待機児童が発生しないよう各保育所で随時の受入れについて対応しています。また、平成27年度より病児・病後児保育施設の開



設、平成29年度よりファミリー・サポート・センター事業の開始。

③ 助成事業の充実

- ・ ファミリー・サポート・センターひとり親家庭利用料助成金のほか、学童保育所保育料助成事業の実施

■今後の取り組み

- ・ 保育サービスや学童保育等を充実し、働く保護者の子育てとの両立支援を図ります。特に、育児休業後の職場復帰を支える保育サービス等の充実を図ります。





## 基本目標6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

### (1) 切れ目のない子育て支援の推進

急速な少子化の進行や家族形態の変化等の環境変化に対応し、安心して子どもを産み、育てることができる社会を実現するため、家庭、学校、職場、地域等、社会全体で結婚、妊娠、出産及び子育てを支える切れ目のない支援が重要です。妊娠期、出産期、子育て期にわたる様々なニーズに対応し、子育てに係る相談や必要な情報の提供を関係機関と連携しながら必要な支援に繋げていくことが必要と考えます。今後も母子保健・医療・福祉及び教育の分野間の連携のもと、引き続き地域における切れ目のない子育て支援の充実に努めます。

#### ■現状

- 次の取り組みを進めています。
  - ① 特定不妊治療助成
  - ② 母子健康手帳交付、健康相談・指導
  - ③ 妊婦健康診査
  - ④ 妊婦歯科健康検査
  - ⑤ 安産教室 マタニティ cafe
  - ⑥ 妊婦・乳幼児の栄養教室 まんまクラブ
  - ⑦ 乳児家庭全戸訪問（新生児訪問を兼ねた助産師・看護師による訪問）
  - ⑧ 養育支援訪問
  - ⑨ 予防接種
  - ⑩ 乳幼児健診
  - ⑪ 乳幼児育児相談 てくてく広場
  - ⑫ 育児相談での乳房マッサージ指導及び母乳栄養に関する相談の実施
  - ⑬ 町役場担当窓口、町ホームページ、町広報紙、フェイスブック、母子手帳アプリを通じた子育て情報の発信

#### ■今後の取り組み

- 子育て世代包括支援センターを立ち上げ、母子健康手帳交付時に支援プランを作成する等、妊娠期、出産期、子育て期にわたる様々なニーズに応じた総合的な支援を行います。
- 産後4か月までの母子へのサポートの充実を図るため、既存の事業に加え、産後ケア事業を行い、個々の状態に合わせた重層的な支援に努めます。
- 外国籍の家庭への働きかけや個々に応じた更なる支援に努めます。



## (2) 経済的負担の軽減

子育ての経済的負担が大きいと感じている家庭が多いことから、子育て家庭の経済的基盤の安定と強化を図っていくことが求められています。このため、児童手当の支給や医療費の助成、ひとり親家庭や障がい児等への助成を実施し、負担の軽減に努めます。

### ■現状

- ・ 次の取り組みを進めています。
- ① 特定不妊治療助成
- ② 未熟児養育医療
- ③ 児童手当の支給
- ④ 子ども医療費助成
- ⑤ 児童扶養手当の支給
- ⑥ ひとり親家庭等医療助成制度
- ⑦ ファミリー・サポート・センターひとり親家庭利用料助成
- ⑧ 学童保育所保育料助成
- ⑨ 就学援助制度
- ⑩ 障害児福祉手当
- ⑪ 特別児童扶養手当
- ⑫ 育成医療

### ■今後の取り組み

- ・ 地域における子育て支援サービスの利用促進を図るとともに、子育て家庭の経済的な負担軽減をするため、これまで同様に助成等を行い、子育て世帯のニーズに合った新たな支援の検討を行います。
- ・ 産婦健康診査補助券を配布し、産婦健診の助成を検討します。
- ・ 3歳未満児に対する保育料負担額の軽減について検討します。





## 基本目標7 子ども等の安全の確保

### (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るためには、行政や警察等だけではなく、保育所、学校、子ども自身や親を含め、地域の住民一人ひとりが交通安全に対する意識を高めていくとともに、お互いが連携を図って総合的な交通事故防止対策を推進していくことが必要です。

#### ■現状

- ・ 次の取り組みを進めています。
  - ① 交通安全教室等の実施
  - ② チャイルドシートの正しい使用の徹底
    - ・ 八女交通安全協会による無料貸し出し事業の実施、正しい使用の啓発

#### ■今後の取り組み

- ・ 子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

### (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

我が国の刑法犯認知件数はここ近年、増加傾向にあり、特に、街頭における犯罪（街頭犯罪）や住宅等に侵入して行われる犯罪（侵入犯罪）が急激に増加しています。中でも、女性や子どもが犯罪の標的にされるケースが急激に増えてきています。

子どもは自分で自分の身を守ることが難しいため、生命に危惧を及ぼす犯罪・事故・災害の被害を未然に防止するためには、行政や警察等だけではなく、子ども自身や親を含め、地域住民等、より多くの方が協力して子どもを犯罪被害から守る必要があると考えます。

#### ■現状

- ・ 次の取り組みを進めています。
  - ① 八女警察署管内での学校警察連絡協議会の設置
  - ② 青少年育成町民会議環境対策部会による看板等の設置及び町内の巡回
    - ・ 年間3回夜間パトロールの実施
  - ③ 少年補導員・小中学校・警察署との情報・意見交換会の実施
    - ・ 青少年育成町民会議、指導部会の開催
  - ④ 集団登下校の推進とPTAによる登下校時パトロールの実施
    - ・ 交差点等での登下校時のPTA及び地域コミュニティの見守り隊による見守りの実施
  - ⑤ 110番の家あんぜんハウス設置促進
    - ・ あんぜんハウスについての説明を広報紙へ掲載
  - ⑥ スクールガードリーダーによる町内の巡回
    - ・ 年間巡回計画による登下校時の見守りの実施
  - ⑦ 福岡県青少年健全育成条例に基づく立ち入り調査



#### ■今後の取り組み

- ・ 子どもを犯罪等の被害から守るため、住民の自主防犯活動の促進、学校警察連絡協議会における関係機関・団体との情報交換を進めるとともに、学校付近や通学路等において、PTA等の学校関係者によるパトロール活動を推進します。

### (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進のみならず、はからずも被害に遭ってしまった子どもが再び社会に復帰し、地域の住民と共に暮らしていけるよう、被害に遭った子どものケアも必要と考えます。

#### ■現状

- ・ 次の取り組みを進めています。
  - ① 要保護児童対策地域協議会支援体制の強化（警察との連携等）
  - ② 保健師や子育て相談支援員による心身等の経過観察
    - ・ 必要に応じて、関係機関と連携しながら対応します。
  - ③ 広川町いじめ問題等対策委員会での情報共有
  - ④ スクールカウンセラーの活用
    - ・ 小中学校にスクールカウンセラーを配置し定期の相談日を設け支援を行います。
  - ⑤ スクールソーシャルワーカーの活用
    - ・ スクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関と連携をしながら支援を行います。

#### ■今後の取り組み

- ・ 犯罪・いじめ・児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ケアと立ち直りを支援するために各種相談を実施します。





## 基本目標 8 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

### (1) 児童虐待防止対策の充実

子どもは親の保護のもとで成長していきますが、大人と同じ人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。しかしながら、近年のライフスタイルの変化に伴い、近所づきあいが希薄化した現代において、児童虐待は今や大きな社会問題にまで発展しています。子育てに対して不安や悩みを抱えていても近隣に頼れる人や相談する人が少ない等、親の孤立化をはじめ、育児力の低下等、様々な問題が原因として考えられますが、子どもが健やかに成長する権利を侵害している状況にあるのは確かなことといえます。

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで、総合的な支援体制を整備するとともに、福祉、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関に加え、NPO やボランティア団体等も含め、様々な人々が幅広く協力していくことが必要不可欠と考えます。

#### ■現状

- ・ 次の取り組みを進めています。
  - ① 保育所・幼稚園及び学校における日常生活での虐待等早期発見
    - ・ 要保護児童対策地域協議会でのネットワークによる児童虐待等の早期発見、早期対応、ケース会議の実施。
  - ② 新生児訪問指導・産後うつへの対応の充実
    - ・ 乳幼児家庭全戸訪問事業による新生児相談や産後うつへの対応
    - ・ 乳幼児健診での育児相談等の対応、乳幼児ふれあい体験事業（妊婦体験・離乳食試食含む）中学校3年生生徒を対象に実施
  - ③ 南筑後保健福祉環境事務所・児童相談所との連携
  - ④ 「いのちの授業」講演会の実施（児童虐待防止講演会）
    - ・ 小学4年生児童と保護者を対象に命の授業
    - ・ 中学3年生生徒を対象に、乳幼児ふれあい体験事業のまとめ
  - ⑤ 教育相談員の活用
    - ・ 教育相談員を中心としてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携による支援の実施
  - ⑥ スクールカウンセラーの活用
    - ・ 小中学校にスクールカウンセラーを配置し、定期的な相談日を設け児童生徒への支援を行う。
  - ⑦ スクールソーシャルワーカーの活用
    - ・ スクールソーシャルワーカーを配置し、問題を抱える児童生徒が置かれた





環境への働きかけや関係機関と連携をしながら支援を行います。

#### ■今後の取り組み

- ・ 児童虐待を引き起こす様々な要因に関して、南筑後保健福祉環境事務所・児童相談所等の関係機関と協力して保護者を支援し、未然防止に努めます。
- ・ 各種の保健事業において、児童虐待のサインを見逃さず早期発見に努め、早期対応の推進に努めます。

### (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

近年、離婚等によって、ひとり親家庭が全国的に増加傾向にあり、今後も増えていくと予想されます。

ひとり親家庭は、児童の教育、進学、しつけ等の点で悩みをかかえていることが推測され、多くの場合、経済的、社会的に不安定な状態にあります。児童の養育や日常的な家事等の悩みを持っていることも推測できます。

これらの家庭が安定した生活を送るとともに、これらの家庭の児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要と考えます。

#### ■現状

- ・ 次の取り組みを進めています。
  - ① 県母子寡婦福祉連合会が実施するひとり親家庭等の自立支援事業の広報
    - ・ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就労・養育相談、講習
    - ・ ひとり親家庭のための学習ボランティア事業の実施
  - ② 母子父子寡婦福祉資金の申請受付相談
  - ③ 経済的負担の軽減
    - ・ 児童扶養手当
    - ・ ファミリー・サポート・センターひとり親家庭利用料助成金

#### ■今後の取り組み

- ・ ひとり親家庭が安定した生活を送るとともに、これらの家庭の健全な育成を図るために、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置いて、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域のひとり親家庭等に対する相談活動によって、実情や意向把握等を行い、総合的な対策を適切に実施します。

### (3) 障がいのある子どもの施策の充実

誰もが身近な地域で安心して生活できるようにするには、障がいの有無にかかわらず、誰もが分け隔てられることなく、普通の生活を送ることができるノーマライゼーションの理念に基づいた施策の展開のほか、障がいの原因となる疾病の予防、及び障がいの早



期発見・治療を図ることも必要です。

■現状

- ・ 次の取り組みを進めています。
  - ① 乳幼児健診での臨床心理士による発達・発育状況確認、経過観察児への受診勧奨
    - ・ 乳幼児健診での臨床心理士による精神発達検査・相談及び経過観察児への受診勧奨。必要に応じ、相談・発達検査、経過観察児への受信奨励
  - ② 3歳児巡回相談（年少児）
    - ・ 保育所、幼稚園への保健師・臨床心理士による巡回により、発育・発達状況確認
  - ③ 就学前児童巡回相談（年中・年長児）
    - ・ 保育所、幼稚園への臨床心理士・教育委員会の就学担当・保健師による巡回により、心身の発育・発達等の状況確認
  - ④ 保育所・幼稚園での障がいのある子どもの保育の実施
    - ・ 障がい児保育事業の実施（一定の基準を満たす子ども）
    - ・ 子どもに応じた保育プログラムの作成と保育士加配による保育の実施
  - ⑤ 日常生活用具の給付、補装具の交付、障がい福祉サービス
    - ・ 日常生活用具の給付、補装具の交付
    - ・ 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援のほか、短期入所、日中一時支援、移動支援等のサービスの提供
    - ・ 障がい児支援利用計画の作成及び相談
  - ⑥ 各小中学校における特別支援学級の設置
    - ・ 小学校クラス数（知的障がい4、情緒障がい4、肢体不自由1）
    - ・ 中学校クラス数（知的障がい1、情緒障がい2、肢体不自由0）
  - ⑦ 広川町就学指導委員会の設置
    - ・ 障がいをもつ就学予定の児童・生徒に関し、必要な事項について調査審議を行い、適正な就学先の決定を行う。

■今後の取り組み

- ・ 妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進して、早期発見に努めるとともに、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう保健、医療、福祉の様々な分野において総合的な取り組みを進めます。また、保育所及び幼稚園における障がいのある子どもの受入れを推進します。
- ・ 障がいのある子どもやその家族が身近な地域で安心・安全に暮らしていくことができるように、日常における相談に対応し、必要に応じた支援体制を整備する障がい者基幹相談支援センターを設置します。



## 第4章 子ども・子育て支援事業計画

### 1. 教育・保育の提供区域の設定

本町は地形的に山岳や大規模河川等で分断されておらず、一体となった地理的条件を有します。また、国・県・町道で町内の各地域が結ばれており、社会的なつながりがあります。さらに、町内の幼児教育・保育施設は、近隣からの利用の比率は高いものの町内全域から利用されています。

以上を勘案し、本町の教育・保育の提供区域は、町全域の1区域と設定します。

### 2. 幼児期の学校教育・保育

#### (1) 教育・保育の支給認定区分

子ども・子育て支援法（第19条）によって、教育・保育の支給状況は次のように区分されています。

区 分	定 義
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子ども（次項を除く）
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、前号の内閣府で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの



上記を要約したもの

区 分	年 齢	保育を必要とするかどうか	対応する事業
1号認定	3歳以上	保育を必要としない	認定こども園 幼稚園
2号認定	3歳以上	保育を必要とする	認定こども園 保育所 地域型保育
3号認定	0歳児	保育を必要とする	認定こども園 保育所 地域型保育
	1～2歳児	保育を必要とする	認定こども園 保育所 地域型保育



(1) 教育・保育（子ども・子育て支援給付）

① 実績

(単位：人)

	施設毎現在の利用状況（平成30年3月）				
	1号	2号		3号	
		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	3～5歳	0歳	1、2歳
幼稚園	165				
認定こども園（幼稚園部分）	18				
認定こども園（保育所部分）			1	0	1
保育所			349	51	191
小規模保育、事業所内保育等			0	1	1
計	183	350	52	193	
年齢計	533		52	193	

② 見込量

令和元年度の子ども・子育て会議の検討により、下表のように事業量を見込んでいます。

(単位：人)

認定区分 年度別量の見込み	1号	2号		3号	
		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	それ以外	0歳	1、2歳
2020（令和2）年度	163	379		66	253
		15	364		
2020（令和3）年度	155	374		67	250
		15	359		
2020（令和4）年度	142	354		67	249
		15	339		
2020（令和5）年度	145	361		67	253
		15	346		
2020（令和6）年度	149	368		67	253
		15	353		

※認定区分の内訳は以下のとおり

1号：3～5歳 学校教育のみ 2号：3～5歳 保育の必要性あり 3号：0～2歳 保育の必要性あり  
2号：それ以外とは、幼児期の学校教育の利用希望が強い保護者の児童数



(2) 供給量（確保方策）

幼児教育・保育の実績を考慮して、以下のように確保方策を見込みます。

（単位：人）

供給量（確保方策）	認定区分 1号	2号		3号	
		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	それ以外	0歳	1、2歳
2020（令和2）年度	168	379		67	255
2020（令和3）年度	168	379		67	255
2020（令和4）年度	168	379		67	255
2020（令和5）年度	168	379		67	255
2020（令和6）年度	168	379		67	255

※認定区分の内訳は以下のとおり

1号：3～5歳 学校教育のみ 2号：3～5歳 保育の必要性あり 3号：0～2歳 保育の必要性あり  
2号：それ以外とは、幼児期の学校教育の利用希望が強い保護者の児童数

〔用語の説明〕

● 特定教育・保育施設

子ども・子育て支援新制度での事業者として市町村長の確認を受けた「認定こども園」、  
「幼稚園」及び「保育所」を指します。

（例示：上広川保育園、中広川保育園、斗和保育園、心愛保育園、下広川保育園）

● 特定地域型保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。  
家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育のことです。

（例示：保育園おひさま）

● 確認を受けない幼稚園（子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園）

子ども・子育て支援新制度においては、広川町が上記の施設・事業者について給付の  
対象になることを確認する必要がある、その確認を受けた施設や事業が「特定教育・  
保育施設」又は「特定地域型保育事業」となります。その確認を受けない幼稚園のこ  
とです。

（例示：広川幼稚園）



### 3. 地域子ども・子育て支援事業

#### (1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、確実に教育・保育を受け、地域子ども・子育て支援事業等の支援を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行い、関係機関と連絡調整等を総合的に行います。

##### 1) 量の見込み

###### ■見込量

(単位：箇所)

年度(令和)	現在の利用状況 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1	1

##### 2) 提供体制(確保方策)

- ① 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行います。

#### (2) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て支援を目的に、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行います。

##### 1) 量の見込み

###### ■見込量

(単位：人)

年度(令和)	現在の利用状況 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (1月あたり)	674	600	600	600	600	600
確保方策 (施設数)	1	1	1	1	1	1

##### 2) 提供体制(確保方策)

- ① 地域子育て支援センターで実施します。  
② 子育て支援の専門性を有する職員の配置等、相談支援機能を強化します。



### (3) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児に関する相談・情報の提供、養育環境の把握等を行います。

#### 1) 量の見込み

##### ■見込量

(単位：人)

年度（令和）	現在の利用状況 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間実利用人数)	179	160	160	160	160	160

#### 2) 提供体制（確保方策）

- ① 保健師等が訪問して身体計測・育児に関する相談、子育て支援の情報提供を行います。

### (4) 養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱える等の養育支援が必要な家庭を訪問し、保護者からの相談を受け、育児等の向上を図ります。

#### 1) 量の見込み

##### ■見込量

(単位：人)

年度（令和）	現在の利用状況 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間実利用人数)	141	130	130	130	130	130

#### 2) 提供体制（確保方策）

- ① 保健師等を派遣し、育児・栄養の指導等を行います。

### (5) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、次の2種類から構成されます。

- ① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業  
保護者が、疾病等、身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。
- ② 夜間養護等（トワイライトステイ）事業  
保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。



1) 量の見込み

町内に、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等はありませんが、保護者の緊急時に利用が見込まれるため、委託等により提供体制を検討します。

■見込量

(単位：人)

年度（令和）	現在の利用状況 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (利用者実数)	0	0	0	0	0	0

(6) 一時預かり事業

保護者の就労・けがや病気等、一時的に家庭において保育することが困難となった乳幼児を、保育所等において、一時的に預かる事業です。

1) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

町内の幼稚園において、通常の教育時間以外の時間に、在園児の希望者を対象に必要な保育を実施します。

■見込量

(単位：人)

年度（令和）	現在の利用状況 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間延利用人数)	9,306	8,927	8,470	7,752	7,752	7,752
確保方策 (実施施設数)	1	1	1	1	1	1

2) 提供体制（確保方策）

- ① 幼稚園における在園児を対象とした預かり保育を今後も継続して実施します。

3) 一時預かり事業（幼稚園在園時以外の一時預かり）

■見込量 ※就学前のファミリー・サポートセンター利用者も含む

(単位：人)

年度（令和）	現在の利用状況 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間延利用人数)	265	310	300	300	300	300
確保方策 (実施施設数)	2	3	3	3	3	3
ファミリー・サポートセンター (年間延利用人数)	7	7	7	7	7	7

4) 提供体制（確保方策）

- ① 幼稚園の在園児対象外の一時預かり及び保育認定を受けない子どもに対し、利用希望に応じて保育所の一時預かりとして実施します。
- ② 保育所等での一時預かりについては、今後も必要な需要量を受け入れられるような体制を確保していきます。





### (7) 時間外保育（延長保育）事業

時間外保育（延長保育）事業は、開所時間（11時間）を超えて保育を行う事業で、町内の全ての保育所（6園）で実施しています。

#### 1) 量の見込み

##### ■見込量

(単位：人)

年度（令和）	現在の利用状況 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (利用者実数)	224	220	220	220	220	220
確保方策 (実施施設数)	6	6	6	6	6	6

#### 2) 提供体制（確保方策）

- ① 町内の認可保育所において、今後も引き続き、保育所（6園）で実施します。

### (8) 病児・病後児保育事業

児童が入院治療を要しない病気療養中または病気の回復期で集団生活が困難な期間に、保護者が就労等により看病できない場合、一時的に専用施設で保育と看護を行う事業です。本町では「おひさま」にて病児・病後児保育を実施しています。

#### 1) 量の見込み

##### ■見込量

(単位：人)

年度（令和）	現在の利用状況 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間)	800	800	800	800	800	800
確保方策 (実施施設数)	3	3	3	3	3	3

#### 2) 提供体制（確保方策）

- ① 事前登録・利用予約・主治医の診察が必要ですが、さらに、利用しやすいように改善を検討します。
- ② 今後も引き続き、八女市の「すこやか」、「のびのび」に委託して実施します。





**(9) 放課後児童クラブ（学童保育所）**

保護者が就業又は疾病等により、放課後自宅で保育できない家庭の小学生児童（1～6年生）に、遊び場や生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

1) 量の見込み

■見込量

(単位：人)

年度（令和）	現在の利用状況 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	204	178	183	184	175	164
高学年	20	8	7	6	8	7
量の見込み (利用者実数)	224	186	190	190	183	171
箇所数	4	4	4	4	4	4
定員数	260	260	260	260	260	260

2) 提供体制（確保方策）

- ① 全ての小学校で学童保育を実施します。
- ② 見込量に応じた施設整備等を図るとともに、今後子どもの居場所づくりのため、放課後子ども教室との一体型の推進や公民館等との連携・活用について検討していきます。

**(10) 子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター事業**

ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援）事業は、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動の連絡・調整を行うものです。相互援助活動には、子どもの預かりや施設への送迎等があります。

1) 量の見込み（就学後）

■見込量

(単位：人)

年度（令和）	現在の利用状況 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (年間延利用人数)	0	11	11	11	11	11
確保方策 (提供会員)	23	25	27	29	31	33

2) 提供体制（確保方策）

- ① 事業の周知を図るとともに、利用者のニーズに応じた事業を実施していきます。
- ② 委託等により事務局を設置し、事業実施を検討します。



### (11) 妊婦健康診査

母子健康手帳交付時に14回分の妊婦健康診査補助券を配布して実施しています。

#### 1) 量の見込み

##### ■見込量

(単位：回)

年度(令和)	現在の利用状況 (H30)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (一人あたり 平均受診回数)	12.68	13	13	13	13	13

#### 2) 提供体制(確保方策)

- ① 母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を配布し、受診を奨励します。

### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後、対応について検討します。

### (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

今後、対応について検討します。





## 4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

### (1) 認定こども園について

現状では、町内では、認定こども園の開設の予定はありませんが、幼児期の学校教育の量が見込まれていることから、今後、認定こども園の開設に向けて、幼児期の学校教育への移行または新設等を推進します。

### (2) 幼稚園、保育所、認定こども園、学童保育所、小・中学校との連携の推進

幼稚園、保育所、小・中学校との間で、幼児教育・保育の必要性の共通理解を図り、町内における小・中学校までの一貫した教育指導を推進します。

教員・保育士等の交流事業等を通じて、幼稚園、保育所、学童保育所、小・中学校との連携を進めます。





## 第5章 計画の推進体制

### (1) 協働による計画の推進

本計画の推進にあたっては、保育・幼児教育、子育て支援の担当課はもとより、保健・福祉、生活環境、ワークライフバランス、安全確保、要保護児童対策等の担当課・国・県の関係機関と連携して横断的な施策に取り組み、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、必要に応じて、住民の意見を聴取し、関係団体等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで子ども、子育て支援の環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

### (2) 周知・啓発

本計画の推進のためには、児童・生徒の保護者はもとより、地域住民及び子育て支援の関係者、関係団体が教育・保育、子育て支援に関する情報を共有することが必要であり、本計画及び子育て支援施策に関して情報を公開することが重要となります。

そのため、町のホームページや広報紙等を活用し、教育・保育、子育て支援施策に関する情報の提供に努めます。

### (3) 計画の点検・評価・見直し

計画の推進にあたっては、本計画に基づく施策や事業の実施について、点検・評価を行うことが不可欠となります。

評価にあたっては、評価指標を設定し、指標に基づいて点検及び評価を毎年度行い、その結果を公表するものとします。

なお、子ども・子育てを取り巻く社会的情勢や国の制度等の変化に対応し、計画に定める量の見込みの実績等を踏まえて、計画の中間年度に計画の一部見直しを行うものとします。





## 關 連 資 料





## 1. 広川町子ども・子育て会議条例

平成25年6月21日

条例第19号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、広川町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 広川町子ども・子育て会議委員名簿

(任期：令和元年12月1日～令和3年11月30日)

区 分	所属等		氏 名	会議役職
子どもの 保護者			馬場 明日香	
			山下 八重	
子育て支援に 関する学識経 験者	広川町民生委員児童 委員協議会	会長	田中 仙一	会長
	広川町民生委員児童 委員協議会	主任児童委員	塩澄 文子	
	町議会議員		光益 良洋 (令和元年12月31日まで)	
	町議会議員		江藤 美代子 (令和2年1月1日より)	
	小学校、中学校代表	下広川小学校 校長	堤 健 治	
	広川町教育委員	委員	野口 大樹	副会長
子育て支援に 関する事業従 事者	心愛保育園	園長	馬場 美香	
	広川幼稚園	園長	原 由紀子	
	中広川学童保育所	指導員	栗原 ゆき子	
	特定非営利活動法人 こもれびの家	生活相談員	毛利 宗孝	
町長が必要と 認める者	広川町社会福祉協議会		江口 信也	
事務局	福祉課	課長	郷田 貴啓	
		子育て支援 担当係長	丸山 登与香	
		子育て支援係	栗原 郁江	
	教育委員会事務局	学校教育担当 係長	才所 潤一	

3. 用語解説

用 語	解 説
<b>か 行</b>	
核家族世帯	夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯のこと。
家庭教育支援員	地域の身近な小学校等に、家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う。PTA経験者や元教員、元保育士等。
狹隘道路整備事業	防災上・住環境上の問題を解消するため狹隘道路（幅員4m未満の道路）の整備を図る事業。
コーホート法	過去の年齢別・性別人口、母親の年齢階級別出生率、出生者の男女比等を用いて将来人口を算出する方法。
<b>さ 行</b>	
情報モラル教育	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身につける為の教育。具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権等、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避等、情報を正しく安全に利用できること、コンピュータ等の情報機器の使用による健康とのかかわりを理解すること等。
親族世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯のこと。
スクールガードリーダー	警察官 OB 等に委嘱し、学校の防犯体制及び学校安全ボランティア（スクールガード）の活動に対して専門的な指導を行う者。
スクールカウンセラー	心理検査や心理療法等によって児童生徒の抱える心の問題を改善、解決していく心理の専門家である者。
スクールソーシャルワーカー	家庭・学校・地域環境の改善に向けて、家庭・学校・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家である者。
<b>た 行</b>	
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援新制度での事業者として市町村の確認を受けた「認定こども園」、「幼稚園」及び「保育所」を指す。
特定地域型保育施設	市町村が認可した小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の4つの保育事業を行う施設のこと。地域型保育の給付の対象となる。

用語	解説
<b>な 行</b>	
認定区分	<p>保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育等を利用する際に市町村から受ける認定であり、次の3区分が設けられている。</p> <p>1号＝満3歳以上で教育を希望する場合（利用先：幼稚園、認定こども園）</p> <p>2号＝満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（利用先：保育所、認定こども園）、</p> <p>3号＝満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合（利用先：保育所、認定こども園、地域型保育）</p>
<b>は 行</b>	
バリアフリー	<p>障がいのある人が生活する上で障壁（バリア）となるものを除去する（フリー）という意味。室内の段差等の物理的障壁、情報が伝わらない情報の障壁、障がい者への差別・偏見等の心理的障壁、全ての障壁を取り除こうという考え方。</p>
母子父子寡婦福祉資金	<p>母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立と、その扶養する児童（子）の福祉の増進を図るための貸付資金のこと。</p>
<b>や 行</b>	
ユニバーサルデザイン	<p>「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。</p>

## 4. 子ども・子育て支援法

最終改正：令和元年5月17日法律第7号

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第3条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に

専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立を図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第5条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(定義)

第6条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を行い、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第7条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。

3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第6条の3第7項に規定する保育をいう。

4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。)及び児童福祉法第39条

- 第1項に規定する保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。
- 5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。
- 6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。
- 7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。
- 8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。
- 9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。
- 10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。
- 一 認定こども園（保育所等（認定こども園法第2条第5項に規定する保育所等をいう。第5号において同じ。）であるもの及び第27条第1項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第30条の11第1項第1号、第58条の4第1項第1号、第58条の10第1項第2号、第59条第3号ロ及び第6章において同じ。）
- 二 幼稚園（第27条第1項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第30条の11第1項第二号、第3章第2節（第58条の9第6項第三号ロを除く。）、第59条第3号ロ及び第6章において同じ。）
- 三 特別支援学校（学校教育法第1条に規定する特別支援学校をいい、同法第76条第2項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。）
- 四 児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。）のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
- イ 認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの
- ロ 認定こども園法第3条第11項の規定による公示がされたもの
- ハ 第59条の2第1項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの
- 五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるも

- のを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの
- イ 認定こども園（保育所等であるものを除く。）、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間
- ロ 認定こども園（保育所等であるものに限る。）イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間
- 六 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（前号に掲げる事業に該当するものを除く。）
- 七 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
- 八 児童福祉法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業（同項第1号に掲げる援助を行うものに限る。）のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

## 第2章 子ども・子育て支援給付

### 第1節 通則

（子ども・子育て支援給付の種類）

第8条 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付及び子育てのための施設等利用給付とする。

### 第2節 子どものための現金給付

第9条 子どものための現金給付は、児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号）に規定する児童手当をいう。以下同じ。）の支給とする。

第10条 子どものための現金給付については、この法律に別段の定めがあるものを除き、児童手当法の定めるところによる。

### 第3節 子どものための教育・保育給付

#### 第1款 通則

（子どものための教育・保育給付）

第11条 子どものための教育・保育給付は、施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給とする。

第12条～第18条（略）

#### 第2款 教育・保育給付認定等

（支給要件）

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定す

る特定地域型保育又は第30条第1項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- 二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 内閣総理大臣は、前項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。  
(市町村の認定等)

第20条 前条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第1項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。

4 市町村は、第1項及び前項の認定（以下「教育・保育給付認定」という。）を行ったときは、その結果を当該教育・保育給付認定に係る保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）の該当する前条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。

5 市町村は、第1項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

6 第1項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にななければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

7 第1項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。  
(教育・保育給付認定の有効期間)

第21条 教育・保育給付認定は、内閣府令で定める期間（以下「教育・保育給付認定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。  
(届出)

第22条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。  
(教育・保育給付認定の変更)

第23条 教育・保育給付認定保護者は、現に受けている教育・保育給付認定に係る当該教育・保育給付認定子どもの該当する第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、教育・保育給付認定の変更の認定を申請することができる。

2 市町村は、前項の規定による申請により、教育・保育給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。

3 第20条第2項、第3項、第4項前段及び第5項から第7項までの規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村は、職権により、教育・保育給付認定保護者につき、第19条第1項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「満三歳未満保育認定子ども」という。）が満三歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。



5 第20条第2項、第3項及び第4項前段の規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 市町村は、第2項又は第4項の教育・保育給付認定の変更の認定を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

(教育・保育給付認定の取消し)

第24条 教育・保育給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該教育・保育給付認定を取り消すことができる。

一 当該教育・保育給付認定に係る満三歳未満の小学校就学前子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内に、第19条第1項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。

二 当該教育・保育給付認定保護者が、教育・保育給付認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

三 その他政令で定めるとき。

2 前項の規定により教育・保育給付認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る教育・保育給付認定保護者に対し支給認定証の返還を求めるものとする。

(都道府県による援助等)

第25条 都道府県は、市町村が行う第20条、第23条及び前条の規定による業務に関し、その設置する福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所又は保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うことができる。

(内閣府令への委任)

第26条 この款に定めるもののほか、教育・保育給付認定の申請その他の手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

### 第3款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給

(施設型給付費の支給)

第27条 市町村は、教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という。)から当該確認に係る教育・保育(地域型保育を除き、第19条第1項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育(保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。))又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第二号に掲げる小学校

就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、満三歳未満保育認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育(保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。)に要した費用について、施設型給付費を支給する。

2 特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けようとする教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育施設に支給認定証を提示して当該支給認定教育・保育を当該教育・保育給付認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 施設型給付費の額は、一月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。

一 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額)

二 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4 内閣総理大臣は、第1項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、及び前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第1項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令については文部科学大臣に、前項第一号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第72条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。

5 教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けたときは、市町村は、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が当該特定教育・保育施設に支払うべき当該支給認定教育・保育に要した費用について、施設型給付費として当該教育・保育給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該教育・保育給付認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があったときは、教育・保育給付認定保護者に対し施設型給付費の支給があったものとみなす。

- 7 市町村は、特定教育・保育施設から施設型給付費の請求があったときは、第3項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準（特定教育・保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の施設型給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第28条（略）

（地域型保育給付費の支給）

第29条 市町村は、満三歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

2 特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定地域型保育事業者に支給認定証を提示して当該満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 地域型保育給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額）

二 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

4 内閣総理大臣は、前項第一号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

5 満三歳未満保育認定子どもが特定地域型保育事業者から満三歳未満保育認定地域型保育を受けたときは、市町村は、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が当該特定地域型保育事業者

に支払うべき当該満三歳未満保育認定地域型保育に要した費用について、地域型保育給付費として当該教育・保育給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該教育・保育給付認定保護者に代わり、当該特定地域型保育事業者に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があったときは、教育・保育給付認定保護者に対し地域型保育給付費の支給があったものとみなす。

7 市町村は、特定地域型保育事業者から地域型保育給付費の請求があったときは、第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準（特定地域型保育の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

8 前各項に定めるもののほか、地域型保育給付費の支給及び特定地域型保育事業者の地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第30条（略）

第3章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等

第1節 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第1款 特定教育・保育施設

（特定教育・保育施設の確認）

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。第58条の9第2項、第3項及び第6項、第65条第四号及び第五号並びに附則第7条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。第58条の4第1項第1号、第58条の9第2項並びに第65条第三号及び第四号において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 第19条第1項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 第19条第1項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては

ては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

- 3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。  
(特定教育・保育施設の確認の変更)

第32条 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員(第27条第1項の確認において定められた利用定員をいう。第34条第3項第1号を除き、以下この節において同じ。)を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る同項の確認の変更を申請することができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 3 市町村長は、前項の規定により前条第3項の規定を準用する場合のほか、第27条第1項の確認において定めた利用定員を変更しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に協議しなければならない。

(特定教育・保育施設の設置者の責務)

第33条 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該特定教育・保育施設における前項の申込みに係る教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育・保育給付認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当該特定教育・保育施設の第27条第1項の確認において定められた利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、同項の申込みに係る教育・保育給付認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定子どもに対し適切な特定教育・保育を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(第45条第4項及び第58条の3第1項において「児童福祉施設」という。)、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な特定教育・保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者は、その特定提供する教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、特定教育・保育の質の向上に努めなければならない。
- 6 特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律

に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(特定教育・保育施設の設置者の責務)

第33条 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該特定教育・保育施設における前項の申込みに係る支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している支給認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当該特定教育・保育施設の第27条第1項の確認において定められた利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、前項の申込みに係る支給認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定子どもに対し適切な教育・保育(地域型保育を除く。以下この項及び次項において同じ。)を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(第45条第4項において「児童福祉施設」という。)、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な教育・保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

5 特定教育・保育施設の設置者は、その提供する教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上に努めなければならない。

6 特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(特定教育・保育施設の基準)

第34条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準(以下「教育・保育施設の認可基準」という。)を遵守しなければならない。

- 一 認定こども園 認定こども園法第3条第1項の規定により都道府県(地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内に所在する認定こども園(都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市等所在認定こども園」という。)については、当該指定都市等。以下この号において同じ。)の条例で定める要件(当該認定こども園が認定こども園法第3条第1項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第11項の規定による公示がされたものである場合に限る。)、認定こども園法第3条第3項の規定により都道府県の条例で

定める要件(当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第11項の規定による公示がされたものである場合に限る。)又は認定こども園法第13条第1項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準(当該認定こども園が幼保連携型認定こども園(認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)である場合に限る。)

- 二 幼稚園 学校教育法第3条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準(第58条の4第1項第二号及び第三号並びに第58条の9第2項において「設置基準」という。)(幼稚園に係るものに限る。)
- 三 保育所 児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県(指定都市等又は同法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))の区域内に所在する保育所(都道府県が設置するものを除く。第39条第2項及び第40条第1項第二号において「指定都市等所在保育所」という。))については、当該指定都市等又は児童相談所設置市の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準(保育所に係るものに限る。)
- 2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育(特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この節において同じ。)を提供しなければならない。
- 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
  - 一 特定教育・保育施設に係る利用定員(第27条第1項の確認において定める利用定員をいう。第77条第1項第一号において同じ。)
  - 二 特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、特定教育・保育の取扱いに関する部分について第72条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者は、次条第2項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第36条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定教育・保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を

希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(変更の届出等)

第35条 特定教育・保育施設の設置者は、設置者の住所その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(確認の辞退)

第36条 特定教育・保育施設の設置者は、三月以上の予告期間を設けて、当該特定教育・保育施設に係る第27条第1項の確認を辞退することができる。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第37条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者による第34条第5項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者及び他の特定教育・保育施設の設置者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の特定教育・保育施設の設置者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の設置者による第34条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 内閣総理大臣は、同一の特定教育・保育施設の設置者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の設置者による第34条第5項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第37条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者による第34条第5項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者及び他の特定教育・保育施設の設置者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の特定教育・保育施設の設置者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保

育施設の設置者による第34条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

- 3 内閣総理大臣は、同一の特定教育・保育施設の設置者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の設置者による第34条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

(報告等)

第38条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設若しくは特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者（以下この項において「特定教育・保育施設の設置者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第13条第2項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限についてそれぞれ準用する。

(勧告、命令等)

第39条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。
- 二 第34条第5項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

- 2 市町村長(指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第5項において同じ。)は、特定教育・保育施設(指定都市等所在認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第五項において同じ。)の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給

付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等(教育・保育施設に係る認定こども園法第17条第1項、学校教育法第四条第1項若しくは児童福祉法第35条第4項の認可又は認定こども園法第3条第1項若しくは第3項の認定をいう。第5項及び次条第1項第二号において同じ。)を行った都道府県知事に通知しなければならない。

- 3 市町村長は、第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 4 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 5 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事に通知しなければならない。

(確認の取消し等)

第40条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第27条第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 特定教育・保育施設の設置者が、第33条第6項の規定に違反したと認められるとき。

- 二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事(指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。

- 三 特定教育・保育施設の設置者が、第34条第2項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。

- 四 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。

- 五 特定教育・保育施設の設置者が、第38条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 六 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第38条第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒

み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第27条第1項の確認を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 前項の規定により第27条第1項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第31条第1項の申請をすることができない。

（公示）

第41条 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定教育・保育施設の設置者の名称、当該特定教育・保育施設の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一 第27条第1項の確認をしたとき。

二 第36条の規定による第27条第1項の確認の辞退があったとき。

三 前条第1項の規定により第27条第1項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

（市町村によるあっせん及び要請）

第42条 市町村は、特定教育・保育施設に関し必要な情報の提供を行うとともに、教育・保育給付認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定教育・保育施設を利用しようとする教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の教育・保育に係る希望、当該教育・保育給付認定子どもの養育の状況、当該教育・保育給付認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該教育・保育給付認定子どもが適切に特定教育・保育施設を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定教育・保育施設の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、特定教育・保育施設の設置者に対し、

当該教育・保育給付認定子どもの利用の要請を行うものとする。

2 特定教育・保育施設の設置者は、前項の規定により行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

## 第2款 特定地域型保育事業者

（特定地域型保育事業者の確認）

第43条 第29条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第19条第1項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあつては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第19条第1項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

2 前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。

3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないときは、第29条第1項の確認をしてはならない。ただし、第1項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、この項本文の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であって、第1項の申請に係る地域型保育事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第29条第1項の確認があったものとみなす。

- 一 所在地市町村長が第29条第1項の確認をしたとき当該確認がされた時
- 二 所在地市町村長による第29条第1項の確認がされているとき被申請市町村長が当該地域型保育事業所に係る地域型保育事業を行う者から第1項の申請を受けた時

6 所在地市町村長による第29条第1項の確認についての第52条第1項の規定による取消し又は効力の停止は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第29条第1項の確認の効力に影響を及ぼさない。

（特定地域型保育事業者の確認の変更）

第44条 特定地域型保育事業者は、利用定員（第29条第1項の確認において定められた利用定員をいう。第46条第3項第一号を除き、以下この款において同じ。）を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る第29条第1項の確認の変更を申請することができる。

2 前条第4項から第6項までの規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定地域型保育事業者の責務）

第45条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、前項の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども及び当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を現に利用している満三歳未満保育認定子どもの総数が、その利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、同項の申込みに係る満三歳未満保育認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対し適切な地域型保育を提供するとともに、市町村、教育・保育施設、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な地域型保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、その提供する地域型保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、地域型保育の質の向上に努めなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

（特定地域型保育事業の基準）

第46条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第34条の16第1項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準（以下「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 特定地域型保育事業に係る利用定員（第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。第77条第1項第二号において同じ。）

二 特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、特定地域型保育の取扱いに関する部分について第72条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。

5 特定地域型保育事業者は、次条第2項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第48条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定地域型保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定地域型保育に相当する地域型保育の提供を希望する者に対し、必要な地域型保育が継続的に提供されるよう、他の特定地域型保育事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（変更の届出等）

第47条 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(確認の辞退)

第 48 条 特定地域型保育事業者は、三月以上の予告期間を設けて、当該特定地域型保育事業者に係る第 29 条第 1 項の確認を辞退することができる。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第 49 条 市町村長は、特定地域型保育事業者による第 46 条第 5 項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定地域型保育事業者及び他の特定地域型保育事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の特定地域型保育事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定地域型保育事業者による第 46 条第 5 項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 内閣総理大臣は、同一の特定地域型保育事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定地域型保育事業者による第 46 条第 5 項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

(報告等)

第 50 条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定地域型保育事業者又は特定地域型保育事業者であった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であった者（以下この項において「特定地域型保育事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地域型保育事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定地域型保育事業者の特定地域型保育事業所、事務所その他特定地域型保育事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第 13 条第 2 項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第 3 項の規定は前項の規定による権限についてそれぞれ準用する。

(勧告、命令等)

第 51 条 市町村長は、特定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型

保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

二 第 46 条第 2 項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第 46 条第 5 項に規定する便宜の提供を地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(確認の取消し等)

第 52 条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定地域型保育事業者に係る第 29 条第 1 項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 特定地域型保育事業者が、第 45 条第 6 項の規定に違反したと認められるとき。

二 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。

三 特定地域型保育事業者が、第 46 条第 2 項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。

四 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があつたとき。

五 特定地域型保育事業者が、第 50 条第 1 項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第 50 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。



七 特定地域型保育事業者が、不正の手段により第29条第1項の確認を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十一 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 前項の規定により第29条第1項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第43条第1項の申請をすることができない。

（公示）

第53条 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定地域型保育事業者の名称、当該特定地域型保育事業所の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

1 第29条第1項の確認をしたとき。

2 第48条の規定による第29条第1項の確認の辞退があったとき。

3 前条第1項の規定により第29条第1項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

（市町村によるあっせん及び要請）

第54条 市町村は、特定地域型保育事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、教育・保育給付認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定地域型保育事業を利用しようとする満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の地域型保育に係る希望、当該満三歳未満保育認定子どもの養育の状況、当該教育・保育給付認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該満三歳未満保育認定子どもが適切に特定地域型保育事業を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定地域型保育事業の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、特定地域型保育事業者に対し、当該満三歳未満保育認定子どもの利用の要請を行うものとする。

2 特定地域型保育事業者は、前項の規定により行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

### 第3款 業務管理体制の整備等

（業務管理体制の整備等）

第55条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）は、第33条第6項又は第45条第6項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 特定教育・保育提供者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 その確認に係る全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所（その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む。次号において同じ。）が一の市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者 市町村長

二 その確認に係る教育・保育施設又は地域型保育事業所が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者 内閣総理大臣

三 前二号に掲げる特定教育・保育提供者以外の特定教育・保育提供者 都道府県知事

3 前項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、その届け出た事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った同項各号に定める者（以下この款において「市町村長等」という。）に届け出なければならない。

4 第2項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った市町村長等以外の市町村長等に届出を行うときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を当該届出を行った市町村長等にも届け出なければならない。

5 市町村長等は、前3項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

（報告等）

第56条 前条第2項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第4項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）における同条第1項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該特定教育・保育提供者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該特定教育・保育提供者若しくは当該特定教育・保育提供者の職員に対し出頭を求め、又は当該市町村長等の職員に關係者に対し質問させ、若しくは当該特定教育・保育提供者の当該確認に係る教育・保育施設若しくは地域型保育事業所、事務所その他の教育・保育の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事が前項の権限を行うときは、当該特定教育・保育提供者に係る確認を行っ

た市町村長（次条第五項において「確認市町村長」という。）と密接な連携の下に行うものとする。

- 3 市町村長は、その行った又はその行おうとする確認に係る特定教育・保育提供者における前条第1項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、第1項の権限を行うよう求めることができる。
- 4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定による市町村長の求めに応じて第1項の権限を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた市町村長に通知しなければならない。
- 5 第13条第2項の規定は第1項の規定による質問又は検査について、同条第3項の規定は第1項の規定による権限についてそれぞれ準用する。

（勧告、命令等）

第57条 第55条第2項の規定による届出を受けた市町村長等は、当該届出を行った特定教育・保育提供者（同条第四項の規定による届出を受けた市町村長等にあつては、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。）が、同条第1項に規定する内閣府令で定める基準に従って施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

- 2 市町村長等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育提供者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 市町村長等は、第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 市町村長等は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 5 内閣総理大臣又は都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第3項の規定による命令に違反したときは、内閣府令で定めるところにより、当該違反の内容を確認市町村長に通知しなければならない。

#### 第4款 教育・保育に関する情報の報告及び公表

第58条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報（教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育を受け

させ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該報告をした特定教育・保育提供者に対し、教育・保育情報のうち内閣府令で定めるものについて、調査を行うことができる。
- 4 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該特定教育・保育提供者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、特定教育・保育提供者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等の確認をした市町村長に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が、第4項の規定による命令に従わない場合において、当該特定教育・保育施設等の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその確認をした市町村長に通知しなければならない。
- 7 都道府県知事は、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保に資するため、教育・保育の質及び教育・保育を担当する職員に関する情報（教育・保育情報に該当するものを除く。）であつて内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

#### 第2節 特定子ども・子育て支援施設等

（特定子ども・子育て支援施設等の確認）

第58条の3 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもに対し適切な特定子ども・子育て支援を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な特定子ども・子育て支援を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。

- 2 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律及びこの法律

に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(特定子ども・子育て支援施設等の基準)

第58条の4 特定子ども・子育て支援提供者は、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める基準を遵守しなければならない。

一 認定こども園 認定こども園法第3条第1項の規定により都道府県(指定都市等所在認定こども園(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人が設置するものを除く。))については、当該指定都市等。以下この号において同じ。)の条例で定める要件(当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合に限る。)、同条第3項の規定により都道府県の条例で定める要件(当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合に限る。))又は認定こども園法第13条第1項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準(当該認定こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る。)

二 幼稚園 設置基準(幼稚園に係るものに限る。)

三 特別支援学校 設置基準(特別支援学校に係るものに限る。)

四 第7条第10項第四号に掲げる施設 同号の内閣府令で定める基準

五 第7条第10項第五号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

六 第7条第10項第六号に掲げる事業 児童福祉法第34条の13の厚生労働省令で定める基準(第58条の9第3項において「一時預かり事業基準」という。)

七 第7条第10項第七号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

八 第7条第10項第八号に掲げる事業 同号の内閣府令で定める基準

2 特定子ども・子育て支援提供者は、内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従い、特定子ども・子育て支援を提供しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

(変更の届出)

第58条の5 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(確認の辞退)

第58条の6 特定子ども・子育て支援提供者は、三月以上の予告期間を設けて、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第30条の11第一項の確認を辞退することができる。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定による確認の辞退をするときは、同項に規定する予告期間の

開始日の前一月以内に当該特定子ども・子育て支援を受けていた者であって、確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定子ども・子育て支援に相当する教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育その他の子ども・子育て支援が継続的に提供されるよう、他の特定子ども・子育て支援提供者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第58条の7 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者による前条第2項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者及び他の特定子ども・子育て支援提供者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定子ども・子育て支援提供者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 第37条第2項及び第3項の規定は、特定子ども・子育て支援提供者による前条第2項に規定する便宜の提供について準用する。

(報告等)

第58条の8 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援提供者であった者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員であった者(以下この項において「特定子ども・子育て支援提供者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員若しくは特定子ども・子育て支援提供者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所、特定子ども・子育て支援提供者の事務所その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第13条第2項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(勧告、命令等)

第58条の9 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第7条第10項各号(第一号から第三号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。)に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

- 二 第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。
- 三 第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。
- 2 市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園又は特別支援学校の設置者(国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。次項及び第六項において同じ。))を除く。)が設置基準(幼稚園又は特別支援学校に係るものに限る。)に従って施設等利用費の支給に係る施設として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該幼稚園又は特別支援学校に係る学校教育法第4条第1項の認可を行った都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 市町村長(指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。)は、特定子ども・子育て支援施設等である第7条第10項第六号に掲げる事業を行う者(国及び地方公共団体を除く。)が一時預かり事業基準に従って施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該同号に掲げる事業に係る児童福祉法第34条の12第1項の規定による届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 6 市町村長(指定都市等所在届出保育施設(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内に所在する第7条第10項第四号に掲げる施設をいい、都道府県が設置するものを除く。第二号及び次条第1項第二号において同じ。))については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除き、指定都市等所在認定こども園において行われる第7条第10項第五号に掲げる事業については当該指定都市等の長を除き、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第六号又は第七号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。)は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等(国又は地方公共団体が設置し、又は行うものを除く。)の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。

- 一 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第4条第1項の認可
- 二 第7条第10項第四号に掲げる施設(指定都市等所在届出保育施設を除く。) 当該施設に係る児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出
- 三 第7条第10項第五号に掲げる事業 当該事業が行われる次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める認可又は認定
- イ 認定こども園(指定都市等所在認定こども園を除く。) 当該施設に係る認定こども園法第17条第1項の認可又は認定子ども園法第3条第1項若しくは第3項の認定
- ロ 幼稚園又は特別支援学校 当該施設に係る学校教育法第4条第1項の認可
- 四 第7条第10項第六号に掲げる事業(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。) 当該事業に係る児童福祉法第34条の12第1項の規定による届出
- 五 第7条第10項第七号に掲げる事業(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。) 当該事業に係る児童福祉法第34条の18第1項の規定による届出(確認の取消し等)
- 第58条の10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第30条の11第1項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 一 特定子ども・子育て支援提供者が、第58条の3第2項の規定に違反したと認められるとき。
- 二 特定子ども・子育て支援提供者(認定こども園の設置者及び第7条第10項第八号に掲げる事業を行う者を除く。)が、前条第6項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を受け、又は届出を行った施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなつたと当該認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事(指定都市等所在届出保育施設については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とし、指定都市等所在認定こども園において行われる第7条第10項第五号に掲げる事業については当該指定都市等の長とし、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第六号又は第七号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたととき。
- 三 特定子ども・子育て支援提供者(第7条第10項第四号に掲げる施設の設置者又は同項第五号、第七号若しくは第八号に掲げる事業を行う者に限る。)が、それぞれ同項第四号、第五号、第七号又は第八号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなつたとき。

四 特定子ども・子育て支援提供者が、第 58 条の 4 第 2 項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。

五 特定子ども・子育て支援提供者が、第 58 条の 8 第 1 項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 特定子ども・子育て支援提供者又は特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員が、第 58 条の 8 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定子ども・子育て支援提供者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 特定子ども・子育て支援提供者が、不正の手段により第 30 条の 11 第 1 項の確認を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分を違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 特定子ども・子育て支援提供者が法人である場合において、当該法人の役員若しくはその長又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十一 特定子ども・子育て支援提供者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 前項の規定により第 30 条の 11 第 1 項の確認を取り消された子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第 58 条の 2 の申請をすることができない。

(公示)

第 58 条の 11 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地その他の内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

一 第 30 条の 11 第 1 項の確認をしたとき。

二 第 58 条の 6 第 1 項の規定による第 30 条の 11 第 1 項の確認の辞退があったとき。

三 前条第 1 項の規定により第 30 条の 11 第 1 項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(都道府県知事に対する協力要請)

第 58 条の 12 市町村長は、第 30 条の 11 第 1 項及び第 58 条の 8 から第 58 条の 10 までに規定する事務の執行及び権限の行使に関し、都道府県知事に対し、必要な協力を求めることができる。

#### 第 4 章 地域子ども・子育て支援事業

第 59 条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

1 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

2 教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子ども(第 19 条第 1 項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第 6 条において「保育認定子ども」という。)が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯(当該教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育(特定教育・保育(保育に限る。)、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。))の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。)以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育(保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。)を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

3 教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するものに対し、当該教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者が支払うべき次に掲げる費用の全部又は一部を助成する事業

イ 当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育(以下このイに

において「特定教育・保育等」という。)を受けた場合における日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要の物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるもの

- ロ 当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援(特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限る。)を受けた場合における食事の提供に要する費用として内閣府令で定めるもの
- 4 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
- 5 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業
- 6 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業
- 7 児童福祉法第6条の3第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業
- 8 児童福祉法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業その他同法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同法第25条の7第1項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業
- 9 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業
- 10 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業
- 11 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業
- 12 児童福祉法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業
- 13 母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条第1項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

#### 第4章の2 仕事・子育て両立支援事業

第59条の2 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。

2 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。

#### 第5章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第60条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
  - 二 次条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
  - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
  - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第72条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の

- 状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第4項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 第62条(略)
- (都道府県知事の助言等)
- 第63条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- (国の援助)
- 第64条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- 第6章 費用等
- (市町村の支弁)
- 第65条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。
- 一 市町村が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用
- 二 都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費並びに地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に要する費用
- 三 市町村(市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。次号及び第五号において同じ。)が設置する特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。)に係る施設等利用費の支給に要する費用
- 四 国、都道府県(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。次号及び次条第2号において同じ。)又は市町村が設置し、

又は行う特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園、幼稚園及び特別支援学校を除く。)に係る施設等利用費の支給に要する費用

五 国、都道府県及び市町村以外の者が設置し、又は行う特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費の支給に要する費用

六 地域子ども・子育て支援事業に要する費用

(都道府県の支弁)

第66条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 都道府県が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の支給に要する費用

二 都道府県が設置する特定子ども・子育て支援施設等(認定こども園、幼稚園及び特別支援学校に限る。)に係る施設等利用費の支給に要する費用

第67条～第71条(略)

## 第7章 子ども・子育て会議等

(設置)

第72条 内閣府に、子ども・子育て会議(以下この章において「会議」という。)を置く。

(権限)

第73条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

(会議の組織及び運営)

第74条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料提出の要求等)

第75条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第76条 第72条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

## 第8章 雑則(略)

附則(令和元年5月17日法律第7号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次条並びに附則第3条ただし書、第8条から第10条までの規定、附則第13条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)別表第一の94の項及び別表第二の116の項の改正規定(別表第一の94の項に係る部分に限る。)並びに附則第14条及び第17条の規定は、公布の日から施行する。



# 広川っ子すくすくプラン

(第2期広川町次世代育成支援行動計画  
及び、子ども・子育て支援事業計画)

令和2年3月

発行 福岡県広川町

〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1

電話 0943-32-1113

FAX 0943-32-5164